

フランス・欧州連合(EU)における国際労働関係法の  
展開：国際裁判管轄

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2015-06-16 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 川口, 美貴 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://doi.org/10.14945/00008703">https://doi.org/10.14945/00008703</a>

フランス・欧州連合（EU）における国際労働関係法の展開

— 国際裁判管轄 —

川口美貴

はじめに

第一節 フランスにおける国際労働契約裁判管轄規則の展開

はじめに

一 国際裁判管轄の一般原則

1 国際裁判管轄規則の枠組み

(A) 土地管轄規定

(B) フランス国籍者の裁判管轄特権

2 論点

(A) 国際裁判管轄と適用法

フランス・欧州連合（EU）における国際労働関係法の展開—国際裁判管轄—

(B) 労働法典R.五七一—一条の適用

二 当事者自治

1 管轄指定条項

(A) 一九七四年の破毀院混合部判決

(B) 新たな判例理論の展開

2 仲裁

(A) 仲裁条項

(B) 仲裁契約

三 小括

第二節 欧州連合（EU）における国際労働契約裁判管轄規則の統一

はじめに

一 ブリュッセル条約

1 適用範囲と条約の解釈

(A) 適用範囲

(B) 条約の解釈

2 国際労働契約の裁判管轄

(A) 国際裁判管轄の一般原則

(B) 合意管轄

## 二 ルガーノ条約

### 1 適用範囲と条約の解釈

(A) 適用範囲

(B) 条約の解釈

### 2 国際労働契約の裁判管轄

(A) 国際裁判管轄の一般原則

(B) 合意管轄

## 三 小括

結びにかえて

## はしめこ

労働関係の「国際化」、すなわち、労働者の国籍、使用者の国籍（法人であれば本社所在地）、労務給付地、契約締結地、労働者の居住地等、労働関係に関わる要素が一つの国に集中せず、複数の国に関連するという労働関係の展開は、労働法の領域において、実質法のみならず抵触法の分野においても、多くの新たな法的課題を提起する。

一方では、国際労働関係をめぐる紛争が発生した場合、第一に、当該国際労働事件の裁判管轄国はどこであるのか、第二に、当該国際労働関係を規整するために適用される法はどの法であるのか、という、国際労働事件の裁判管轄お

よび国際労働関係の適用法決定の問題が生じる。国内労働関係であれば、当然、当該国が裁判管轄を有し、当該国の国内法に基づいて紛争が解決されることになるが、国際労働関係の場合は、複数の国が関連を有することになり、裁判管轄および適用法の競合の可能性が生じるからである。国際労働事件を取り扱う統一的司法機関および国際労働関係を規整する統一的労働法が存在しない現状においては、いずれかの国の裁判所を管轄裁判所とし、いずれかの国の法を適用して紛争を解決せざるをえないことになる。

どの国の法によつて当該労働関係が規整されると解すべきかという、適用法決定の問題は、各国の労働実質法の内容が異なる以上、実質法そのものと同様、労働者の権利保障の点で重要な意義を有する。

また、国際裁判管轄の問題は、第一に、適用法は裁判管轄国の適用法決定規則に基づいて決定されるので、当該事件の裁判管轄国の決定が適用法の決定に連動するという、適用法決定の観点から、第二に、訴訟当事者にとつて、どの裁判所で裁判が行われるかは、訴訟遂行上の労力との関係で重要であるという、当事者の訴訟遂行にあつての便宜性という観点から、やはり、重要な意味を持つことになる。

他方、国際裁判管轄規則および適用法決定規則は、それ自体国内法であり、各国によりその規則の内容は異なる。同一の事件であっても、その国際裁判管轄規則により、裁判管轄国は異なりうるし、その適用法決定規則により、適用法も異なる可能性がある。したがつて、そのような不都合さを回避するため、各国それぞれ国内法として展開するこれらの国際裁判管轄規則および適用法決定規則を、条約の締結等による国際的規範の設定により統一化することが要請されることになるであろう。<sup>(1)</sup>

わが国においても、日本における外国人労働者の増加、日本人労働者の海外派遣、そして、日本企業の海外進出と現地で労働者の雇用等、労働関係の国際化は、かなり以前から進展している。しかしながら、このような労働関係

の国際化が提起する法的課題については、まだ議論が十分に展開されていないのが現状である。<sup>(2)</sup>したがって、今後さらに増大するであろう国際的労働関係について、それに関わる訴訟の国際裁判管轄、および、当該労働関係を規整する適用法の決定ルールを、労働者保護という観点から理論的に体系化することが、現在の重要な課題として要請されているといえるであろう。

フランスにおいては、すでに別稿<sup>(3)</sup>において述べたように、国際的個別的労働関係における、①国際労働契約(contrat du travail international) 事件の国際裁判管轄、および、②国際労働契約の適用法決定は、③国際的集团的労働関係の法規整、とともに、「国際労働関係法 (droit du travail international)」として労働法における一つの重要な法領域としてその体系化が進められている。<sup>(4)</sup>したがって、フランスにおける国際労働関係法の考察・検討は、わが国において、国際的労働関係をめぐる問題に対応するにあたり、重要な示唆を与えるであろう。

本稿においては、フランスにおける国際労働関係法について、国際労働契約の適用法を検討とした前稿<sup>(5)</sup>に引き続き、国際労働契約に関わる事件の裁判管轄を考察対象とする。国際的集团的労働関係の法規整については、稿を改めて検討することにしたい。

ところで、フランスにおいて、国際労働契約事件の裁判管轄については、労働法典および民法典の諸規定等の国内的法源および判例理論に基づく独自の法理が展開されてきた。同裁判管轄ルールは、第一に、労働者保護の理念に基づいていること、第二に、フランスの裁判管轄を広く認めていることをその特徴とする。

他方、欧州においては、各国の国際裁判管轄規則を統一するものとして、現在の欧州連合構成国の国際裁判管轄の統一規則であるブリュッセル条約が一九六八年九月二七日に調印されている。同条約は、一九七三年二月一日に発効し、数度にわたり改正されており、最新の改正は、一九八九年五月二六日のサン・セバスチアン条約によるものである。

る。また、統一規則の適用範囲を拡大するため、欧州連合と欧州自由貿易連合との間で、一九八八年九月一六日に、ルガーノ条約が調印されている。フランスは、ブリュッセル条約およびルガーノ条約の締約国であり、これらの条約をその最も重要な国際的法源としている。

しかしながら、これらの国際裁判管轄に関する国際条約は、契約準拠法に関する一九八〇年六月一九日のEECローマ条約<sup>6)</sup>とは異なり、締約国の国内法に全面的に代替するものではなく、被告が締約国の領土に居住している場合に限り、当該条約に基づき裁判管轄を決定することを締約国の裁判所に義務づけるものである。したがって、フランス国内法は、他の締約国の国内法と同様、条約発効後も、国際裁判管轄規則としてこれらの条約と並存する。そしてフランス裁判所は、これらの条約の適用のない場合、他の二国間条約等国際的法源の適用のない限り、フランス国内法に基づき当該国際労働契約事件の裁判管轄を決定することになる。

そこで、以下においては、まず第一に、国際条約等国際的法源の適用のない場合における、フランス国内法に基づく、国際労働契約事件の国際裁判管轄について検討する（第一節）。そして第二に、ヨーロッパにおける国際裁判管轄の主要な国際的法源として、欧州連合における国際裁判管轄の国際的統一規範であるブリュッセル条約、および、欧州連合と欧州自由貿易連合との間で調印されたルガーノ条約について、その裁判管轄規則を検討することにした（第二節）<sup>7)</sup>。

(1) 労働関係の国際化は、労働法の領域のみならず、社会保障法の領域においても、国際関係における国内社会保障法の対応、国際規範の設定による各国社会保障法の連携・調整等、多くの課題を提起する。これらの課題に対する、フランスおよび欧州連合（EU）の対応については、拙稿「フランス・欧州連合（EU）における国際社会保障法の展開」（静岡大学法経研究第四卷四号（一九九五年）

二六一頁)を参照されたい。

(2) 近年の特に国際労働契約の適用法に関する論稿として、山川隆一「国際的労働関係と労働基準法」季刊労働法一七三号(一九九四年)六四頁、同「国際的労働関係の法律問題」労働法学会誌八五号(一九九五年)五頁、陳一「国際私法から見た国際的労働関係」同上五九頁、荒木尚志「国内における国際的労働関係をめぐる法律問題」同上八一頁、野川忍「国外における国際的労働関係をめぐる法的諸問題」同上二一五頁等。また、ドイツにおける労働契約準拠法について、米津孝司「ドイツ連邦共和国における労働契約準拠法」一九八六年改正国際私法(民事執行法第一編第二章)を中心に」立命館法学一九九〇年三号二七八頁、同「ヨーロッパにおける国際労働法」ドイツにおける労働準拠法」労働法学会誌八五号(一九九五年)三五頁、同「ドイツにおける国際労働契約法上の個別問題」立命館大学人文科学研究所紀要六三三号(一九九五年)六五頁。なお、フランスの国際民事訴訟法について、矢澤昇治「フランス国際民事訴訟法の研究」(創文社、一九九五年)。

(3) 拙稿「フランス・欧州連合(EU)における国際労働関係法の展開―国際労働契約と適用法―」静岡大学法政研究第一巻第一号(一九九六年)一五三頁。

(4) これに対して、実質法である各国国内労働法の統一・近接化をはかる国際規範は、「労働国際法(Droit international du travail)」として区別されている。なお、各国社会保障法の統一・近接化をはかる国際規範は、「社会保障国際法(Droit international de la sécurité sociale)」と呼ばれている。

(5) 前掲拙稿「フランス・欧州連合(EU)における国際労働関係法の展開―国際労働契約と適用法―」。

(6) 契約準拠法に関する一九八〇年六月一九日のEECローマ条約は、一九九一年四月一日の同条約発効以降に締結された契約の適用法決定につき、締約国を拘束し、同条約に基づく規則が各国国内法に代替することになる。

(7) なお、これらの考察をふまえ、わが国において国際労働契約の裁判管轄規則をどのように展開すべきかは、今後の課題とすることに

フランス・欧州連合(EU)における国際労働関係法の展開―国際裁判管轄―



したい。

## 第一節 フランスにおける国際労働契約裁判管轄規則の展開

はじめに

### 1 法源

国際労働契約の裁判管轄に関するフランス国内法の主たる法源は、二つのカテゴリーに分類される。第一は、労働裁判所（*Conseil des prud'hommes*）<sup>(1)</sup>の土地管轄、合意管轄、および、仲裁条項に関する、労働法典の諸規定、すなわち、R. 五二七—一条、L. 二二—三条、L. 五二—一条の規定、および、民事訴訟の裁判管轄の一般規則を定める新民事訴訟法典の諸規定である。第二は、フランス国籍者の原告および被告に付与される国際裁判管轄特権に関する民法典第一四条および第一五条の諸規定である。

### 2 国際的法源とフランス国内法の関係

他方において、フランスには、国際裁判管轄に関し、一九六八年七月二七日のブリュッセル条約、一九八八年九月一六日のルガーノ条約、その他二国間条約等、数多くの国際的法源が存在する。

国内法と国際的法源との関係については、国際的法源が国内法に優位すると考えられている<sup>(2)</sup>。したがって、国際条約等が適用されない場合に限り、フランス国内法に基づいて裁判管轄国が決定される。

ところで、フランス国内法における国際裁判管轄は、労働契約上、管轄合意 (Prorogation de compétence)、すなわち、法律の規定によれば管轄を有しない裁判所を管轄裁判所として選択する契約当事者の合意が存在する場合と存在しない場合とで、その決定枠組みを異にする。そこで、本節においては、フランス法における国際労働契約事件の裁判管轄について、管轄合意の存在しない場合における国際裁判管轄(一)、および、管轄合意の存在する場合の国際裁判管轄(二)の順に検討することにする。<sup>(3)</sup>

(1) 労働裁判所 (Conseil des prud'hommes) は、フランスの第一審裁判所の一つであり、労働契約の締結、履行、解除に関し、使用者と労働者の間の全ての個別的紛争を管轄する。労働裁判所は、現在二八二あり、各裁判所は産業部門により区分される五つの部 (section) を有し、各部はそれぞれ、和解部 (bureau de conciliation) と判決部 (bureau de jugement) を有している。労働裁判所の裁判官は、労働者代表裁判官 (conseillers salariés) と使用者代表裁判官 (conseillers employeurs) の二者代表の非職業裁判官である。なお、フランスの労働裁判所については、Alain SUPIOT, Les juridictions du travail in *Traité de droit du travail*, Tome IX, Dalloz; Jacques VILLEBRUN et Guy-Patrice QUEFANT, Les juridictions du travail en Europe, L.G.D.J., 1992, p.66 et s. 等参照。

(2) Cass. ch. mixte, 24 mai 1975, D.1975, 497.

(3) フランスにおける国際労働事件の裁判管轄規則については、Gérard LYON-CAEN et Antoine LYON-CAEN, *Droit social international et européen*, Dalloz, 8è éd., 1993, p.33, r 39 et s.; Gérard LYON-CAEN, *Les relations de travail internationales*, Editions Liaison 1991, p.92, r 167 et s.; Alain SUPIOT, *Les juridictions du travail in Traité de droit du travail*, Tome IX, Dalloz, p.358, r 369 et s.; Paul-Henri

ANTONMATTERI, *Conflits de juridictions en droit du travail*, Travail Traité Fasc.94-20 1994, r° 5 et s.; Pierre RODIERE, *Conflits de juridictions en droit du travail*, Travail Traité Fasc.94-20 1986, r° 5 et s.; Hélène GAUDEMET-TALLON, *Compétence internationale*, Répertoire de Procédure civile, 1987; Bernard AUDIT, *Les conflits de juridictions en matière de droit du travail*, Cah. dr. entr. 1986/4, p.33 et s.; Jean-Marc BERAUD, *Le recours juridictionnels dans les rapports de travail internationaux*, Dr.soc. 1987, p.519 et s.; Antoine JEAMMAUD, *Rapport de travail international et compétence prud'homale*, Dr.soc. 1989, p.729 et s.; Jean DÉPREZ, *Relation internationale de travail et compétence juridictionnelle*, jurisprudence française et communautaire, R.J.S. 1989, p.539 et s.; *Relation internationale de travail et compétence juridictionnelle dans les derniers développements de la jurisprudence*, R.J.S. 1991, p.618 et s.; Herve SYMNET, *La situation née du départ du salarié, aspects de droit international privé*, Dr.soc. 1991, p.836 et s.

## 一 国際裁判管轄の一般原則

本項においては、管轄合意の存在しない場合の国際労働契約事件の裁判管轄について、その枠組み(1)を考察し、次に、その論点(2)を検討することにする。

### 1 国際裁判管轄規則の枠組み

国際労働契約に関する事件の管轄裁判所は、第一に、フランス国内の労働裁判所の土地管轄を定めた労働法典の諸規定(および、場合により新民事訴訟法典の諸規定)、第二に、フランス国籍者の裁判管轄上の特権 (*privilège de*

jurisdiction) に関する民法典の規定という二つのカテゴリーの規定を援用、組み合わせることにより決定される。

この国際裁判管轄については、第一に、裁判所の国内土地管轄規定を、国際裁判管轄規則、すなわち、フランスの裁判所が管轄権を有するか否かの決定規則として援用しうるかどうか、第二に、労働法典および新民事訴訟法典の国内土地管轄規定とフランス国籍者の裁判管轄特権に関する規定の両者の関係、が問題となる。

第一の点については、破毀院民事部は、一般に、国内土地管轄規定を国際裁判管轄規則として援用することを肯定し、<sup>(1)</sup>破毀院社会部も労働裁判所の土地管轄規定を国際労働契約の国際裁判管轄規則として援用することを明らかにしている。<sup>(2)</sup>

第二の点については、破毀院は、民法典のフランス国籍者の裁判管轄特権に関する規定は、いかなる土地管轄規定によつてもフランス裁判所が管轄を有しない場合にのみ、当事者のフランス国籍を理由としてフランスの裁判所の管轄を認めるものであると述べ、同規定の補充的性格を明らかにしている。<sup>(3)</sup>

したがって、フランスの労働裁判所が当該国際労働契約の管轄権を有するか否かは、第一に、労働法典の規定する労働裁判所の土地管轄規定に基づいて決定され、これによりフランスの労働裁判所が管轄を有しない場合は、新民事訴訟法典の土地管轄規定を参照し、さらにこれによつても管轄を有しない場合は、第二に、民法典のフランス国籍者の裁判管轄特権に関する規定により判断されることになる。

そこで、以下においては、第一に、労働裁判所の土地管轄(A)、第二にフランス国籍者の裁判管轄特権(B)に関する規定を順に考察することにする。

### (A) 土地管轄規定

労働裁判所の土地管轄を定めているのは、労働法典R.五二七―一条である。<sup>(4)</sup>

同管轄に関しては、伝統的な裁判籍、すなわち、土地管轄発生の原因である被告の住所地は退けられ、労務給付地が基本的な管轄原因となっている。その主な理由は、第一に、裁判の円滑な機能という観点からすれば、場合により適用されうる労務給付地の慣習等を最もよく理解しているのは、当該地の労働裁判所であるということ、第二に、社会的正義という観点からすれば、大多数の場合、原告となるのは労働者であり、強者の立場にある使用者の住所地の裁判所を管轄裁判所とすることは、労働者に訴訟遂行上大きな負担を強いることになるということ、である。<sup>(5)</sup>

同規定による管轄裁判所の決定は、労働者が、同条三項に基づく管轄裁判所の指定を行うか否かにより区別して検討される。

(1) 労働者が労働法典R.五二七―一条第三項に基づく管轄裁判所指定を行わない場合

労働者が、労働法典R.五二七―一条三項に基づく管轄裁判所指定を行わない場合、管轄裁判所は、労務給付が事業所で行われるか否かにより決定される。

すなわち、第一に、労務給付が一つの事業所の中で行われる場合、当該事業所の所在地の労働裁判所が管轄裁判所であり（労働法典R.五二七―一条第一項）、第二に、労務給付が事業所の外あるいは自宅で行われる場合は、労働者の住所所在地の労働裁判所が管轄裁判所となる（労働法典R.五二七―一条第二項）。

したがって、国際労働契約の場合、第一に、労務給付が一つの事業所の中で行われるときは、当該事業所がフラン

スにある場合、第二に、労務給付が事業所の外あるいは自宅で行われるときは、労働者の住所がフランスにある場合、フランスの当該地の労働裁判所が管轄権を有すると判断されることになる。

それでは、上記の要件を充足しない場合は、たとえば、フランス人労働者がフランス企業の外国事業所において労務を給付している場合のように、労働契約に関する要素がフランスと一定の関連を有している場合にも、フランス労働裁判所は管轄を有しないのであろうか。

この点につき、破毀院は、労働契約に関する要素がフランスと一定の関連を有しているが労働法典R. 五一七―一条を援用してフランス労働裁判所の管轄を肯定できない場合、新民事訴訟法典第四二条を補充的に援用しうることを認めた。新民事訴訟法典第四二条は、「異なる定めのない限り、裁判管轄を有するのは被告の住所地の裁判所であり、原告は、被告が住所を持たないとき、または、その住所が知られざるときのみ、原告の住所地の裁判所に提訴することができる」という規定である。破毀院社会部は、フランス法に基づき設立され、フランスに本社を有する企業が被告、そのアルジェリア事業所において労務給付を行っているフランス人労働者が原告であり、労働法典R. 五一七―一条第一項および第二項によるフランス労働裁判所の管轄を肯定できない事案において、新民事訴訟法典第四二条の援用により、フランスの企業本社所在地の労働裁判所の管轄を認めた。<sup>6)</sup>

したがって、労働者が労働法典R. 五一七―一条第三項に基づく管轄裁判所指定を行わない場合、第一に、労働法典R. 五一七―一条第一項および第二項がフランス裁判所の管轄の有無の基準となり、第二に、労働法典R. 五一七―一条第一項および第二項によりフランス裁判所の管轄が肯定できない場合は、新民事訴訟法典第四二条の援用によるフランス裁判所の管轄の有無が問題となる。

(2) 労働者が労働法典R.五二七―一条第三項に基づき管轄裁判所選択を行う場合

他方、労働法典R.五二七―一条第三項は、労働者は、常に、契約締結地または企業所在地 (lieu où l'employeur est établi) の労働裁判所に提訴しようと定め、労働者が原告である場合、一つの事業所で労務を提供しているか事業所の外で労務を提供しているか否かを問わず、いずれかの地の裁判所を管轄裁判所として選択する権利を認めている。その選択権を行使するか否かは、労働者の任意に委ねられる。<sup>(7)</sup>

したがって、労働者は、常に、その選択権の行使により、契約締結地または企業所在地がフランスであれば、フランスのその地の労働裁判所に提訴することができるのであり、同規定により、管轄裁判所選択の点で使用者と比べて明らかに有利な地位を保障されているといえよう。

以上要約すれば、土地管轄規定の採用により、原告が労働者である場合、労務提供事業所所在地（事業所の外または自宅での労務提供の場合）は労働者の住所（地）、使用者の住所（地）、契約締結地、企業所在地のいずれかがフランスである場合、その地のフランスの労働裁判所に提訴することができる。

原告が使用者である場合は、労務提供事業所所在地（事業所の外または自宅での労務提供の場合）は労働者の住所（地）または労働者の住所（地）がフランスである場合、その地のフランスの労働裁判所に提訴することができることになる。

(B) フランス国籍者の裁判管轄特権

他方、フランス民法典第一四条および第一五条は、フランス国籍者の裁判管轄特権を認めている。すなわち、第

一四條は、外国人は、フランスに住所を有していない場合においても、フランス人との間で締結された契約の債務履行について、フランスの裁判所に訴えられようと規定し、原告のみがフランス国籍である場合の管轄特権を定め、第一五條は、フランス人は、外国において締結された契約の義務について、たとえ外国人を相手方とするものであつても、フランスの裁判所に訴えられうる、と規定し、被告がフランス国籍である場合の裁判管轄特権を定めている。したがつて、フランス国籍者は、その国籍のみに基づいて、第一に、当該人が原告である場合、外国人を被告としてフランス裁判所に提訴することができ、第二に、当該人自身が被告としてフランス裁判所に提訴されうることになる。

これらの条文は、一般的な射程距離を有するものであり、国際労働関係においても適用されると考えられている。<sup>(8)</sup>したがつて、第一四條により、フランス人労働者は、労務給付地、契約締結地、住所地等、フランスとのいかなる連結的要素も存在しない場合であつても、そのフランス国籍のみに基づいて、外国人使用者または外国籍企業をフランス裁判所に提訴することができる。同様に、フランス人使用者も、外国人労働者に対して同様の権利を享受しうる。また、第一五條により、外国人またはフランス人労働者は、フランス人使用者またはフランス籍企業を、そのフランス国籍のみに基づいて、フランスの裁判所に提訴することができる。同様に、外国人もしくはフランス人使用者または外国籍もしくはフランス籍企業は、フランス人労働者に対して、同様の権利を享受しうることになる。

したがつて、結局、フランス労働裁判所は、民法典第一四條および第一五條により、国際労働契約当事者のいずれかがフランス国籍を有している場合、管轄を有することになり、労働者および使用者は、フランス国籍であれば、いかなる場合でもフランス労働裁判所に提訴しうることになる。このように、フランスの労働裁判所に広い管轄、すなわち、過剰管轄 (compétence exorbitante) を認める点が、フランス国内法における国際裁判管轄の特徴であると指摘しうるであらう。



それでは、契約当事者の国籍のみに基づいてフランス労働裁判所が管轄を有する場合、どの地の労働裁判所が管轄裁判所となるのであろうか。というのは、この場合、フランスの労働裁判所が管轄を有することのみが確定され、どの地の労働裁判所が管轄を有するのか、具体的管轄裁判所を特定することができないからである。

この点について、破毀院は、裁判の円滑な機能の要請に応えるものであれば、原告が管轄裁判所を指定することができる<sup>(6)</sup>と判断している。

- (1) Cass. civ., 19 oct. 1959, arrêt *Pelassa*, Rev. crit. DIP 1960, p. 215, note Y.-L. ADDE, D. 1960, p. 37, note G. HOLLEAUX.
- (2) *たぐみ* Cass. soc., 20 oct. 1983, JDI 1984, p. 337, note P. RODIERE.
- (3) Cass. 1er civ., 19 nov. 1985, arrêt *Societe Cognacs and Brandis from France*, Rev. crit. DIP 1986, p. 172, note Y. LEQUETTE, JDI 1986, p. 719, note A. HUET, D. 1986, inf. rap. p. 286, obs. B. AUDIT, JCP 1987, éd. G. II, 20810, note P. COURBE.
- (4) 労働裁判所の土地管轄について *たぐみ* Alain SUPPIOT, op. cit., p. 345 et s.
- (5) Alain SUPPIOT, op. cit., p. 345.
- (6) Cass. soc., 16 mars 1989, Bull. civ. V, n° 227, Dr. soc. 1989, p. 738. 同案を以て *たぐみ* Antoine JEAMMAUD, op. cit., p. 731 et s. 参照。
- (7) Cass. soc., 16 mars 1989, Bull. civ. V, n° 227, Dr. soc. 1989, p. 738.
- (8) Cass. civ. 1er, 16 juin 1959, D. 1959, p. 377, 2<sup>e</sup> è ssp., 17 nov. 1981, Bull. civ. I, n° 341.
- (9) Cass. soc., 2 mars 1966, D. 1966, Som. 79, 18 oct. 1967, Rev. crit. DIP 1968, p. 490, note H. GAUDEMET-TALLON.

## 2 論 点

1で述べたような、フランス国内法における国際労働契約事件の裁判管轄については、第一に、国際裁判管轄と適用法との関係(A)、第二に、労働法典R.五七一―一条の適用にあたり確定すべき概念の解釈(B)が論点として提示されている。

### (A) 国際裁判管轄と適用法

第一に論点となるのは、国際裁判管轄と適用法との関係、すなわち、フランス法以外の外国法が適用法となる場合も、フランスの裁判所が裁判管轄を有するか否か、という問題である。

この点につき、労働裁判所は、当該国際労働契約の適用法が外国法である場合、労務給付地が外国である場合のみならず、フランスである場合<sup>(2)</sup>についても、その管轄を肯定することにためらいを見せていた。

しかしながら破毀院社会部は、ここ二〇年来、国際裁判管轄と適用法は直接連動せず、フランス法においては、紛争解決のために適用される実質法がどの国の法であれ、管轄裁判所は、適用法とは独立に、土地管轄規定と民法第一四条、第一五条の援用により決定されるという態度をとっている。<sup>(3)</sup>

それでは、適用法が外国法で、かつ、両当事者が外国人である場合も、フランス裁判所は、管轄を有するのであるうか。この点につき、破毀院は、フランスの裁判所の管轄を認めたが、それは、労務給付地がフランスであった事案においてであった。<sup>(4)</sup>したがって、少なくとも、労務を提供する事業所がフランスにあれば、労働契約の当事者が外国人であり、その労働関係に適用される法が外国法であっても、フランスの裁判所は管轄を有すると思われる。

る。

(B) 労働法典R.五七二—一条の適用

第二に問題となるのは、労働法典R.五七二—一条を適用するにあたり確定すべき概念の解釈である。これらの点については、国内労働契約に関わる訴訟の管轄裁判所についての議論が援用されることになる。そこで、以下、同条第三項に基づく原告労働者の管轄指定のない場合の土地管轄(1)、および、第三項による管轄指定(2)、について、順に、論点となる概念の解釈を検討する。<sup>5)</sup>

(1) 管轄指定がない場合の土地管轄

労働法典R.五七二—一条第三項に基づく管轄指定が行われない場合、管轄裁判所は、当該労働が、一つの事業所の中で行われる場合は当該事業所所在地の労働裁判所であり(第一項)、事業所の外もしくは自宅で行われる場合は、労働者の住所地のそれである(第二項)。家内労働者が後者に該当し、第二項が適用されることは明白である。しかしながら、その他の労働者については、どちらが適用されるのか、また、第一項が適用されるとすればどの事業所であるかが判断されなければならない。そのため、「事業所 (etablissement)」概念(a)、「一つの事業所での労働」の解釈(b)、事業所の特定(c)、および、「事業所の外での労働」の解釈(d)、が特に問題となる。

(a) 「事業所」概念

フランス労働法における「事業所」概念は、最も把握しにくいものの一つであるが、判例は、唯一の定義を用いるのではなく、定義が必要とされる場合に依じて多様な定義を行っている。

管轄裁判所決定の場面においては、「事業所」は、場所を特定しうる限り、「労働場所 (poste de travail)」と同一視されうる広い概念であり、現実に労働が履行されている場所が最低限の組織と継続性を有している限り、その経済的技術的自律性の程度を問わず、当該労働場所が「事業所」であると判断されている。<sup>(6)</sup>

(b) 「一つの事業所」における労働履行

常と同じ場所で労働を給付している場合は、当然、「一つの事業所」における労働履行と判断されることになる。しかしながら、複数の労働場所での労働が行われた場合、全て、「一つの事業所」における労働履行ではないと判断されることになるのであろうか。

当該労働が一つの事業所で行われ、労働者の所属事業所として一つの事業所を特定できるか否かは、判例によれば、労働履行の現実の態様により決定される。すなわち、仕事の性質そのものにより当該労働が特定の一つの事業所の中で行うことができなない場合にのみ、「一つの事業所」での労働給付ではないと判断されることになる。したがって、複数の県に散在する工事現場を監督する監督者のように、その仕事の性質上、労働給付が一つの事業所の枠を越えて行われる場合は、特定の一つの事業所での労働給付ではないと判断される。<sup>(7)</sup> 逆に、一定の期間毎に労働場所を変更して

労務が給付される場合は、当該期間毎に、「一つの事業所」で労務を給付していると判断されることになる。<sup>8)</sup>

(c) 事業所の特定

常に同じ場所で労務を給付している場合は、当然、当該労働場所が管轄原因となる「事業所」である。それ以外の場合は、管轄原因となる「事業所」は以下のように特定されることになる。

第一に、労働場所が転勤等で相次いで変更される場合、裁判管轄原因となる事業所は、訴訟が提起された時に労働者が所属していた事業所である。<sup>9)</sup>労働者が解雇された場合は、最後の所属事業所が管轄原因となる事業所である。<sup>10)</sup>また、転勤そのものの効力が争われている場合は、労働者が違法に変更させられたと主張している以前の労働場所が、管轄原因となる事業所である。<sup>11)</sup>

第二に、所属事業所の変更があつたかどうかは、労務給付場所変更の内容による。すなわち、一時的な派遣または出張による労務給付場所の変更は、所属事業所の変更があつたとは認められない。<sup>12)</sup>

第三に、所属事業所は、現実の労務給付場所により決定される。したがって、労働場所が、当該労働者が派遣されている他の企業の事業所である場合は、その他企業の事業所が管轄原因となる事業所となる。<sup>13)</sup>

(d) 「事業所の外」での労務履行

「事業所の外」での労務給付を行っていると考えられるのは、典型的には、出張、外交、取次販売員、すなわち、商

業代理人である。<sup>14</sup>また、飛行機の乗務員についても、事業所の外での労務履行であると判断されている。<sup>15</sup>

また、複数の事業所での労務給付で、前述の「一つの事業所」での労務給付と判断されない場合も、「事業所の外」での労務給付とされ、労働者の住所地の労働裁判所が管轄裁判所となる。<sup>16</sup>

## (2) 管轄指定

労働法典R.五七一―三条第三項は、原告労働者に対して、契約締結地または企業所在地の労働裁判所を管轄裁判所として選択することを認めている。したがって、第一に「契約締結地」(a)、第二に「企業所在地」(b)の決定が問題となる。

### (a) 契約締結地

契約締結地の決定にあたり主として問題となるのは、第一に、書簡、電話等で労働契約が締結された場合、第二に、労働契約が継続して更新されている場合である。

第一に、書簡、電話等で労働契約が締結された場合、判例は、契約締結の申込に対して承諾の意思が発信された場所を契約締結地としている。<sup>17</sup>

第二に、労働契約が継続して更新されている場合、契約締結地は最初の労働契約の締結地であるのか、最後の労働契約のそれであるのか、という問題について、判例は、契約関係の継続性を基準として判断している。すなわち、契

約関係の継続性が認められれば、契約締結地は最初の労働契約の締結地であり、最後の労働契約がそれ以前の契約とは別に全く新しく締結されたものであると判断される場合は、契約締結地は当該最後の契約のそれであると判断される。<sup>18)</sup>

(b) 企業所在地

「企業所在地」の概念については、第一に、同概念は企業の本社所在地に限られるのか、第二に、相手方使用者が複数である場合の「企業所在地」の特定、が問題となる。

第一の問題については、判例は、以下のような要件のもとに、「企業所在地」を本社所在地のみならず事業所所在地に拡大することを認めている。すなわち、当該事業所が、その名の下に訴訟を遂行し第三者と契約を締結しうる企業の代表者により管理運営されていること、第二に、訴訟の請求原因が当該事業所に関わるものであること、である。<sup>19)</sup>

第二に、企業譲渡の場合、または、企業グループにおける雇用の場合のように、複数の使用者が共同して責任を有すると考えられるような場合、労働者は、いずれかの使用者の「企業所在地」を選択することができると考えられる。<sup>20)</sup>

(一) Seine, 22 fév. 1965, Rev. crit. DIP 1965, p. 722, note BATHIFOL, Lyon, 27 fév. 1967, D. 1967, Somm. 107, JDI 1968, p. 103, note RIBETTES-TILLET, Renne, 8 déc. 1977, JDI 1978, p. 855, note ALYON-CAEN.

(二) Aix-Provence, 4 juin 1980, D. 1981, p. 479, note J.MESTRE.

- (c) Cass. soc., 28 nov. 1978, Bull. V, n° 804, 20 juin 1979, JDI 1979, p.852, note A. LYON-CAEN, 20 oct. 1983, JDI 1984, 2è esp., note H GAUDEMET-TALLON, 16 févr. 1987, Bull. civ. n° 77, D. 1988, Somm. p.95 2è esp., obs. P. FIESCHI-VIVET, 20 févr. 1991, RJS 1991, P.624. *なぞ 判例理論の展開について* 著者 J. DEPREZ, op. cit., RJS 1991, p.618 et s.
- (4) Cass. soc., 2 juin 1983, Bull. civ. V n° 301, 20 oct. 1983, Bull. civ. V, n° 77.
- (5) 上記のとおりで、特に Alain SUPROT, op. cit., p.347 et s. なぞ ノランヌが国際裁判管轄と有するか否かを決定するにあたり、必要となる概念が、法廷地法、すなわちノランヌ法に基づいて解釈される。
- (6) Cass. soc., 13 nov. 1963, Bull. civ. IV, n° 774, p.643, 11 mai 1964, Bull. civ. IV, n° 399, p.326, 6 mars 1980, Bull. civ. V, n° 233, p.175, 29 janv. 1981, Bull. civ. V, n° 89, p.65.
- (7) Cass. soc., 2 mars 1972, Bull. civ. V, n° 178, p.167, soc. 15 mars 1978, Bull. civ. V, n° 192, p.144.
- (8) Cass. soc., 22 avr. 1971, D. 1971, J., p.397.
- (9) Cass. soc., 29 janv. 1981, Bull. civ. V, n° 89, p.65.
- (10) Cass. soc., 31 mai 1978, Bull. civ. V, n° 422, p.319.
- (11) Cass. soc., 21 oct. 1976, Cah. prud. 1977, J., 145.
- (12) Cass. soc., 25 nov. 1976, Bull. civ. V, n° 628, p.510.
- (13) Cass. soc., 6 déc 1973, Bull. civ. V, n° 636, p.588, Soc. 6 mars 1980, Bull. civ. V, n° 233, p.175.
- (14) Cass. soc., 8 nov. 1973, Rev. crit. DIP 1974, p.354, note P. LAGARDE.
- (15) Cass. soc., 23 mai 1973, Rev. crit. DIP, p.354, note P. LAGARDE.
- (16) 前項 (c) での説明および引用判例参照。



- (17) Cass. soc., 1 mai 1961, Bull. civ. IV, n° 459, p. 370, soc., 5 juin 1962, Bull. civ. IV, n° 537, p. 435, soc., 3 mars 1965, Bull. IV, n° 184, p. 152, soc., 21 avr. 1966, Bull. civ. IV, n° 353, p. 301, soc., 7 avr. 1967, Bull. civ. IV, n° 276, p. 231, soc., 2 juill. 1969, Bull. civ. V, n° 457, p. 382.
- (18) Cass. soc., 8 oct. 1969, Bull. civ. V, n° 522, p. 435, soc., 21 janv. 1970, Bull. civ. V, n° 42, p. 31.
- (19) Cass. soc., 2 mars 1972, Bull. civ. V, n° 178, p. 167.
- (20) ASUPIOT, op. cit., p. 353, n° 365.

## 二 当事者自治

それでは、労働契約当事者が、(一)で検討した国際裁判管轄規則により決定される裁判所以外の裁判所を管轄裁判所として指定した場合、当該管轄の合意は有効であろうか。また、労働契約当事者が、紛争が生じた場合に裁判所以外の私人である第三者にその紛争の解決を委ねることに合意した場合、その仲裁 (arbitrage) に関する条項は有効であろうか。

これらの、国際関係における、管轄裁判所および紛争解決機関に関する当事者自治の範囲の問題、換言すれば、国際裁判管轄規則の強行性の有無は、国際裁判管轄において、当事者自治の尊重と労働者保護をどのように調整するべきに関わる重要な論点である。

以下、本項においては、当事者による管轄裁判所の選択、および、裁判所以外の第三機関への仲裁委任の有効性について、管轄指定条項 (clause attributive de compétence) (1)、および、仲裁に関する合意 (2) の順に検討することにした。

## 1 管轄指定条項 (clause attributive de compétence)

管轄指定条項 (clause attributive de compétence) とは、紛争の解決を、法律上管轄権のない裁判所に委ねる契約上の条項である。労働法典L. 1121—1123条は、労働契約における全ての管轄指定条項は無効であると規定している。また、同じく労働法典R. 517—1条第四項は、直接または間接に同条の定める国際裁判管轄に抵触する条項は書かれていないものとする<sup>(1)</sup>と定めており、国内労働契約については、管轄合意は無効とされている。このように、当事者の合意による、法定裁判管轄とは異なる管轄裁判所の指定が禁じられているのは、契約当事者である使用者と労働者の力関係が不均衡であるからであり、使用者がその都合のよい裁判所を管轄裁判所として指定し、労働者が不便な地の裁判所での訴訟遂行を余儀なくされることを防ぎ、労働者を保護するためである。

それでは、この労働契約における管轄合意無効の原則は、国際労働契約にも適用されるのであろうか。<sup>(2)</sup>

### (A) 一九七四年の破毀院混合部判決

国際労働契約における管轄指定条項の効力については、破毀院社会部 (Chambre sociale) と民事部 (Chambre civile) との間で見解が対立していた。<sup>(2)</sup>

#### (1) 破毀院社会部における判断

フランス・欧州連合 (E.U.) における国際労働関係法の展開—国際裁判管轄—

破毀院社会部は、労働者を保護し、労働者が遠い裁判所地へ出かけなければならぬかもしれないという不都合を避けるために、一九六七年十月一八日および一九九日判決において、国際労働契約における管轄指定条項を限定なく全て無効とした<sup>3)</sup>。すなわち、労働者が、労働法典R.五二七一条に基づき、事業所の中で労働している場合は当該事業所所在地、事業所の外で労働している場合は労働者の住所地、または、選択権の行使により契約締結地もしくは企業所在地としてフランスの裁判所の管轄権を主張することができる場合で、唯一民法典第一四条に基づき、そのフランス国籍を理由としてフランスの裁判所の管轄を主張できる場合であっても、外国の裁判所を管轄裁判所とする管轄指定条項は、無効であるとしたのである。

破毀院社会部によれば、一般的にはフランス人は民法第一四条による裁判管轄特権を放棄することができるが、労働契約においてはできないとし、結局、全てのフランス人労働者は、フランス労働裁判所に提訴する権利をもたなければならぬとされたのであった。

## （2）破毀院民事部における判断

これに対して、破毀院民事部は、全く異なつた態度をとつていた。すなわち、唯一民法典第一四条に基づき、そのフランス国籍を理由としてフランスの裁判所の管轄権を主張できる事案につき、一九六八年一月九日の判決で、外国裁判所を管轄裁判所とする管轄指定条項の効力を肯定したのである<sup>4)</sup>。しかしながら、その根拠は、フランスの土地管轄規則に基づくフランス裁判所の管轄が主張できない場合、民法典第一四条に基づく裁判管轄特権は放棄しうる、とい

う考えではなく、労働契約における管轄指定条項の禁止は、国際的性格を有する労働契約には適用されないと考えに基づくものであった。したがって、この立場によれば、国際労働契約における管轄指定条項は、全て有効ということになり、同条項を全て無効とする社会部の見解と真向から対立することになった。

### (3) 破毀院混合部判決による判例理論の統一

この点について、破毀院は、一九七四年六月二八日の混合部 (Chambre mixte)<sup>(5)</sup> 判決において、社会部と民事部の対立を調整する方向で判例理論の統一を行った。

すなわち、同判決は、管轄指定条項は、第一に、民法典第一四条および第一五条に基づく裁判管轄特権を放棄させることができるが、第二に、労働法典R.五七一一一条の諸規定は、国際関係においても強行的規定であり、当該規定に基づく裁判管轄に抵触することはできないとした。したがって、フランスの裁判所が民法典第一四条および第一五条により、契約当事者のフランス国籍のみに基づいて、管轄を有するときは、両当事者はその約定により、外国の裁判所を管轄裁判所とすることができる。しかしながら、フランス裁判所の管轄が、労働法典R.五七一一一条の諸規定により、労働者の労働提供事業所地(もしくは労働者の住所地)、または、労働契約締結地もしくは企業所在地がフランスであることを理由として導かれるときは、外国裁判所を管轄裁判所とする管轄指定条項は、無効とされることとし、管轄指定条項の有効性を裁判管轄の法源(民法典における裁判管轄特権規定か労働法典の土地管轄規定か)により区別して判断したのであった。

(B) 新たな判例理論の展開

しかしながら、国際労働契約における管轄指定条項の有効性に関する破毀院混合部の判断基準は、その後その全てが維持されたわけではない。第一に、民法典第一四条および第一五条に基づき裁判管轄特権を放棄させる管轄指定条項については、その有効性が確定的に維持されている。しかしながら、第二に、労働法典R.五七一一一条の諸規定に抵触する管轄指定条項の無効性については、当該規定をフランスと当該契約間の連結的要素の強弱により再区分することにより、判断基準の再修正が行われつつある。

(1) 民法典第一四条および第一五条に基づく裁判管轄特権の放棄

合意管轄条項による民法典第一四条および第一五条に基づく裁判管轄特権の放棄については、その有効性が確定的に維持されている。

しかしながら、労働者の真の同意を保障するため、破毀院社会部は、その裁判管轄特権の放棄は、その放棄の意思が疑いのないものでなければならぬとして厳格に解している。<sup>6)</sup>

したがって、裁判管轄特権の放棄は、単に定型的書式の中に管轄指定条項が存在する場合や、予め印刷された条項のみから、その放棄の意思を推定することはできない。また、契約準拠法を外国法とするという当事者選択からのみ、民法典第一四条の放棄の意思を導くことはできないとされている。<sup>9)</sup>

(2) 労働法典R.五七一―一条に基づく裁判管轄への抵触

他方、労働法典R.五七一―一条に基づく裁判管轄に抵触する管轄指定条項の無効性については、破毀院民事部および社会部ともにその従うところとはならなかった。

(a) 民事部の判断

破毀院第一民事部は、一九八七年六月一六日および一九八八年三月八日の判決において、フランスに住所を有し、事業所の外で労務を提供するフランス人パイロットと外国航空会社との間で締結された労働契約における、当該外国の裁判所を管轄裁判所とする条項につき、労務の提供がフランスの外で行われていたことを理由に、当該管轄指定条項を有効とした。<sup>10)</sup>

したがって、第一民事部の立場は、労働法典R.五一七―一条によりフランスが裁判管轄を有する場合を、①同条第一項に基づく場合、すなわち、労務を提供する事業所がフランスにある場合と、②同条第二項および第三項に基づく場合、すなわち、事業所の外で労務が提供され、労働者の住所地がフランスである場合、または、契約締結地もしくは企業所在地がフランスである場合、に区別し、前者の場合は、管轄指定条項により外国の裁判所を管轄裁判所とする<sup>11)</sup>ことはできないが、後者の場合は、管轄指定条項により外国の裁判所を管轄裁判所とする、と判断していると思われる。換言すれば、契約当事者は、労務給付地がフランスである場合は、フランス裁判所の管轄を排除できないが、それ以外の場合は、当事者自治により、外国の裁判所を管轄裁判所として選択しうる、といつてよいであろう。

(b) 社会部の判断

他方、破毀院社会部の判断は揺れ動いている。まず最初に、一九八五年七月八日の判決において、社会部は、フランス人労働者とコロンビア企業との間で締結されたコロンビアで労務を履行する契約における、コロンビア裁判所を管轄裁判所とする条項について、当該労働契約は、国際的性格を有する契約であり、当事者は、労働法典R.五一一一条に抵触することができるとい理由で、その有効性を認めた。<sup>11)</sup>この判断は、一九七四年六月二八日の混合部判決以前の破毀院民事部の立場に回帰しているかのように解釈されるものであった。

しかしながら、次に、一九八七年五月七日の判決および一九八七年七月六日の判決において、社会部は、労働法典R.五一一一条の規定は国際関係においても強行的であるとし、フランス裁判所の管轄が同条に基づき導かれるときは、外国裁判所を管轄裁判所とする管轄指定条項は無効とするという、一九七四年六月二八日の混合部判決の立場を踏襲したと考えられた。<sup>12)</sup>

しかしながら、その後、一九九一年一月三〇日の判決において、社会部は、フランス人労働者と外国企業との間で締結された外国で労務を提供する労働契約における、当該外国の裁判所を管轄裁判所とする条項について、当該労務提供地が外国であることを理由に、当該管轄指定条項を認めたのである。<sup>13)</sup>この立場によれば、少なくとも、労務提供事業所所在地が外国であるときは、契約締結地または企業所在地がフランスにあり、労働法典R.五一一一条の第三項の規定に基づく労働者の選択によりフランス裁判所の管轄が導かれる場合であっても、外国裁判所を管轄裁判所とする条項は、有効とされることになると思われる。換言すれば、契約当事者は、少なくとも労務給付地が外国である場

合は、当事者自治により、外国の裁判所を管轄裁判所として選択しうることになるであらう。

(一) 国際労働契約における管轄合意の有効性については、特に J. MAYER, Les clauses relatives à la compétence internationale insérée dans les contrats de travail, in Mélanges D. HOLLEAUX, Paris, Litec 1990, p. 263.; Jean-Gregoire MAHINGA, Validité d'une clause attributive de compétence insérée dans un contrat de travail international, Petites affiches 1993, n° 14, p. 12 et s. 参照。

(2) フランスにおいては、民事および刑事裁判所の最高位に位置する、上告審・法律審裁判所である破毀院は、現在、第一、第二、第三民事部、商事部、社会部、および、刑事部の六つの部を有している。労働事件を取り扱うのは原則として社会部であるが、他方、国際私法は第一民事部の管轄であり、事案によりいずれかの部において審理されるため両方の部の判断が併存している。

(3) Cass. soc., 18 et 19 oct. 1967, 3 arrêts, JCP 1967 éd. G. II 15293, obs. G. LYON-CAEN, Rev. crit. DIP 1968, p. 490, note H. GAUDEMERT-TALLON, JDI 1968, p. 343, note M. SIMON-DEPIITRE.

(4) Cass. civ., 9 janv. 1968, JCP 1968, éd. G. II, 15451, obs. G. LYON-CAEN, JDI 1968, p. 717, note M. SIMON-DEPIITRE.

(5) Cass. ch. mixte 28 juin 1974, JCP 1974, II, 17881, note G. LYON-CAEN. なお、破毀院混合部 (Chambre mixte) は、破毀院の六つの部のうち少なくとも三つの部に属する裁判官からなる構成体で、本件の場合のように、同一内容の事柄について部に異なる判断がなされ、あるならばそれが予想される場合に判断を委託されることをその役割の一つとする。

(6) Cass. soc., 27 févr. 1991, RJS 1991, p. 625.

(7) Cass. soc., 23 mai 1973, 1er esp., Rev. crit. DIP 1974, p. 354, note P. LEGARDE.

(8) Cass. soc., 20 janv. 1983, Bull. civ. V, n° 26.

(9) Cass. soc., 29 nov. 1978, Bull. civ. V, n° 804, 20 juin 1979, Bull. civ. V, n° 551, JDI, 1979, p. 852, note A. LYON-CAEN, 27 févr. 1991, RJS 1991,



p.625.

- (10) Cass. 1er civ., 16 juin 1987, *Air Afrique*, Bull. I n° 516, Rev.crit. DIP 1988, p.78, note H.GAUDEMET-TALLON, JDI 1988, p.1041, note ALYON-CAEN, 8 mars 1988, *Air Zaire*, Bull. I n° 66, JDI 1988, p.1041, note ALYON-CAEN, Jurisp.soc. UIMM n° 89-518, p.329 et s.
- (11) Cass. soc., 8 juill. 1985, *Arrêt Allard*, Bull. civ. V, n° 405, Rev.crit. DIP 1986, p.113, note H.GAUDEMET-TALLON.
- (12) Cass. soc., 7 mai 1987, Bull.civ. V n° 287, Rev. cit. DIP 1988, p.78, note H.GAUDEMET-TALLON, D.1988, somm. p.314, obs. ALYON-CAEN, 6 juill. 1987, Bull. civ. V, n° 516, D. 1988, somm. p.314, obs. ALYON-CAEN.
- (13) Cass. soc., 30 janv.1991, *Air Zaire*, Bull.civ. V, n° 41, RJS 1991, p.625. 444 国書刊行会 Jean-Gregoire MAHINGA, Validité d'une clause attributive de compétence insérée dans un contrat de travail international, Petites affiches 1993, n° 14, p.12 et s.; Jean DEPPEZ, Relation internationale de travail et compétence juridictionnelle dans les derniers développements de la Jurisprudence, op.cit., p.621, n° 13 et s.

## 2 仲裁 (l'arbitrage)

国際労働契約に関する紛争の仲裁への委任の可否については、当該労働契約に挿入されている仲裁条項 (clause compromissoire) に基づく委任の場合 (A)、および、労働契約終了後の仲裁契約 (compromis) に基づく場合 (B) の二つを区別して議論されてくる。

### (A) 仲裁条項 (clause compromissoire)

仲裁条項 (clause compromissoire)、すなわち、契約当事者が将来発生しうる紛争の解決を仲裁に委ねることを約する契約上の条項について、民法典第二〇六一条は、仲裁条項は、法律に異なる定めのない限り無効であると定めている。そして、労働法典L. 511-1 一条第六項は、同条規定の労働契約に関わる紛争につき、労働裁判所が唯一の管轄機関であり、これに抵触する全ての条項は、書かれていないものとみなす、と規定している。また、労働法典R. 511-7 一条第四項は、労働裁判所の土地管轄を定めた同条第一項から第三項の規定に直接間接に抵触する規定は書かれていないものとみなす、と規定している。したがって、国内労働契約については、労働裁判所以外のものに紛争解決を委ねる仲裁条項は無効とされる。

このように、仲裁条項が無効とされるのは、契約当事者である使用者と労働者の力関係が不均衡であるからで、使用者が、自分に都合の良い第三者を仲裁機関として指定し、労働者が裁判により救済される権利を奪われることを防ぐためである。

それでは、これらの規定は、国際労働契約についても適用されるのであろうか。

この点について、破毀院社会部は、一九八五年二月二日の判決<sup>(2)</sup>において、法廷地国法としてのフランス法ではなく、当該国際労働契約に適用される法としてのフランス法に基づき、民法典第二〇六一条を援用して当該事案における仲裁条項を無効とした。すなわち、イタリア企業とフランスに住所を有しフランスで労務提供を行っているフランス人労働者との間の労働契約における仲裁条項について、当該労働契約の適用法をフランス法とし<sup>(3)</sup>、フランス民法典第二〇六一条を当該契約に適用してその和解条項を無効としたのである。

しかしながら、この判決を契機として、仲裁条項の有効性については、様々な見解がだされている。まず、第一に、

仲裁条項の有効性を、法廷地国法によってではなく、契約適用法によって判断した点について、当該有効性の判断を不安定なものにするとの批判がなされている。法廷地国法により判断するのであれば、常にフランス法が適用されるのに対し、契約適用法により判断するのであれば、外国法により判断される場合もあり、仲裁条項を有効とする国の法を適用することにより、当該仲裁条項が有効となる可能性があるからである。また、仲裁条項の無効性は、フランス法の適用を受ける契約に限定されるのではなく、フランスが強行的に国際裁判管轄を有する全ての労働契約に適用されるべきであるとの考えからも、仲裁条項の有効性を法廷地国法により判断すべきであるとの主張がなされている。<sup>(4)</sup>

第二に、別の観点から、一定の管轄指定条項を有効とする破産院の立場との整合性をはかるため、仲裁条項の無効性は一定の契約、例えば、フランスで履行される契約に限定されるとの考えもないわけではないが、この点については、仲裁条項の特別な危険性、すなわち、裁判を受ける権利を失わせるという点から、国際労働契約における仲裁条項一般を無効とする見解も出されている。<sup>(5)</sup>

他方、第三に、仲裁条項の禁止は、契約当事者、すなわち、使用者と労働者の力関係の不均衡から、使用者が都合の良い第三者を仲裁機関として指定し、労働者から裁判による救済を受ける権利を失わせることを防ぐことを目的としているが、国際労働関係において常に両当事者の均衡が欠けているといえるかどうか、たとえば、上級カードルについては、当該労働者にとっても、仲裁条項は有益なものではないかとの疑問も提示されている。<sup>(6)</sup>

### (B) 仲裁契約 (compromis)

前述のように、判例は、前もって労働契約に挿入されている仲裁条項を無効としている。それでは、労働契約終了

後の仲裁契約 (compromis) すなわち、契約当事者であった者が、自己の自由に処分できる権利に関する紛争を仲裁に委ねる合意の有効性は、どのように判断されるのであろうか。

この点については、国内労働契約に関する紛争に關して一度だけ判断され、当該仲裁契約は、有効とされた。<sup>7)</sup> その理由は、労働契約終了後は、契約存続中と異なり、両当事者は、自由に仲裁契約を締結しうる状態となる、というものであった。しかしながら、当該事案においては、当事者は取締役であったこと、また、労働契約終了後の仲裁契約を有効とした一九七九年一月一八日の法律に基づく労働法典 L. 511 一条の条文が一九八二年一月六日の法律により削除されたことなどから、当該判決の射程距離は明らかでない。<sup>(8)</sup>

もし、国内労働契約において、労働契約終了後の仲裁契約が有効と判断されるならば、国際労働契約終了後のそれも、当然有効とされることになるであろうと考えられる。

(1) 労働事件における仲裁については、H. MOTULSKY, Etudes et notes sur l'arbitrage, Dalloz 1984, p. 113; J. ROBERT, Conflits individuels du travail et arbitrage après la loi du 6 mai 1982, Rev. arb. 1982, p. 169.

(2) Cass. soc., 12 fév. 1985, *Sté Ceramiche Ragano c/ Chauzy*, Bull. civ. V, n° 97, D. S. 1985, inf. rap. 457, obs. A. LYON-CAEN. なお、これ以前(9)の(1)の判決(10)は、Cass. soc., 9 déc. 1960, *Motokov c/ Semertva*, J. C. P. 61, ed. G. II, 12029, obs. M. SIMON-DEPTRE; Cass. soc., 25 mai 1977, *Sté Sterling Foundry c/ Monfort*, Rev. crit. DIP 1978, p. 701, note A. LYON-CAEN.

(3) フランスにおいては、一九八〇年六月一九日の契約債権の適用法に関するローマ条約が一九九一年に発効する以前は、国際労働契約に適用される法は、原則として労働給付地法であり、労働者にとってより有利である限りにおいて、当事者選択法が当該労働契約に適用される。この国際労働契約適用法決定規則が確立していた。なお、この点については、前掲拙稿「フランス・欧州連合 (EU) における

国際労働関係法の展開—国際労働契約と適用法—」一五八頁以下を参照されたい。

- (4) たぐ<sup>29</sup> G. LYON-CAEN, *op. cit.*, p. 190.
- (5) Paul-Henri ANTONMATTEI, *op. cit.*, p. 29.
- (6) Paul-Henri ANTONMATTEI, *op. cit.*, p. 29.
- (7) *Cass. soc.*, 5 nov. 1984, JCP 1985, éd. G, II, 20520.
- (8) G. LYON-CAEN, *op. cit.*, p. 191.

### 三 小括

以上のように、フランスにおいては、国際労働契約事件については、第一に、労働裁判所の土地管轄、合意管轄、および、仲裁条項に関する労働法典の諸規定、ならびに、民事訴訟の裁判管轄の一般規則を定める新民事訴訟法典の諸規定、第二に、フランス国籍者の裁判管轄特権を定めた民法典第一四条および第一五条の諸規定を法源として、判例により、以下のような国際裁判管轄規則が形成されている。

すなわち、まず、契約当事者間に管轄合意の存在しない場合、フランスの裁判所が管轄を有するか否かは、第一に、労働法典の規定する労働裁判所の土地管轄規定に基づき、新民事訴訟法典の規定を補充して決定される。すなわち、①労働給付が事業所の中で行われる場合、当該事業所の所在地がフランスであればその地の労働裁判所が管轄裁判所であり、労働給付が事業所の外あるいは自宅で行われる場合は、労働者の住所所在地がフランスであればその地の労働裁判所が管轄裁判所となる。また、これによりフランスが管轄を有しない場合であっても、②新民事訴訟法典第

四二条を補充的に援用し、被告の住所地がフランスであればその地の労働裁判所を管轄裁判所とすることもできる。さらに、③労働者は、原告である場合、常に、契約締結地または企業所在地の裁判所を管轄裁判所として選択する権利を有する。したがって、契約締結地または企業所在地がフランスであれば、その地の労働裁判所を管轄裁判所として選択することができる。また、第二に、民法典のフランス国籍者に関する裁判管轄特権に関する規定第一四条および第一五条により、フランス労働裁判所は、国際労働契約当事者のいずれかがフランス国籍を有している場合、管轄を有する。したがって、国際労働契約に関し、フランスの労働裁判所は広い管轄権を有することになる。

しかしながら、他方で、契約当事者間に管轄合意が存在する場合、国内労働契約の場合と異なり、労働者の同意を確保するための形式的要件を厳格に解しつつも、一定の管轄指定条項の有効性が承認されている。換言すれば、前述の国際裁判管轄規則は、全て強行性を有するものではない。すなわち、破毀院は、第一に、民法典第一四条および第一五条に基づきフランス国籍者の裁判管轄特権を放棄しうるものとの立場を確立している。また、第二に、労働法典の土地管轄規定に基づきフランスが裁判管轄を有する場合についても、これを、フランスと当該労働契約の関連性の度合いの強弱により、①労務を提供する事業所がフランスにある場合、②事業所の外で労務が提供され、労働者の住所地がフランスである場合、③契約締結地もしくは企業所在地がフランスである場合、に区別し、少なくとも③のみを理由としてフランス裁判所の管轄が導かれる場合は、管轄指定条項により外国の裁判所を管轄裁判所とする、と判断していると思われる。ただし、仲裁に関する合意については、少なくとも仲裁条項に関し、国内労働契約と同様、これを無効とする立場を維持している。

したがって、フランス法においては、判例は、管轄合意がない場合の国際裁判管轄については、労働者保護的な土地管轄規定とフランス国籍者の裁判管轄特権規定を重疊的に援用し、フランスの裁判所の管轄を広く認める一方、当

事者自治に基づく一定の管轄裁判所指定を認め、フランス裁判所が強行的に管轄を有する範囲を、①労務給付地がフランスである場合、または、②労務を提供する事業所がフランスにある場合、もしくは、事業所の外で労務が提供され労働者の住所地がフランスである場合、に限定しているといつてよいであろう。

このような国際裁判管轄に関する判例の立場については、特に、管轄指定条項の有効性の範囲について、以下のようない見解が示されている。

まず第一は、民法典第一四条および第一五条のフランス国籍者の裁判管轄特権についてである。一般に、管轄指定条項の有効性の限定は、労働者保護の観点から行われる。しかしながら、そもそも、民法典第一四条および第一五条の規定は、労働法典の土地管轄規定とは異なり、必ずしも労働者保護的な規定ではない。というのは、同条により、外国人労働者は、当該労働契約とフランスとの関連がない場合においても、フランス人使用者によりフランスの労働裁判所に提訴されうる可能性があるからである。したがって、この点から、民法典第一四条および第一五条の規定に基づくフランスの裁判管轄をも管轄指定条項により排除できないとした一九六七年一月一八日および一九九〇年の破毀院社会部の判決が批判され、同排除を承認する一九七四年六月二八日の混合部判決以後の判例の立場が肯定的に評価されることになる。

第二は、労働法典の土地管轄規定の強行的性格についてである。多くの論者は、判例と同様、労働法典R. 五二七―一条の全規定の強行性のレベルを同じものにとらえるのではなく、各規定により、その強行性の度合いを区別している。具体的には、同条の規定を、労務給付地との関係で管轄裁判所を定める第一項、第二項（一つの事業所での労務提供の場合は、当該事業所所在地、事業所の外または自宅での労務提供の場合は労働者の住所地）、および、労働者の選択権を定める第三項（契約締結地または企業所在地）に区別し、前者は強行的管轄規定であるが、後者については

管轄合意により異なる定めが可能であると主張されている。

また、管轄指定条項の有効性を、当該労働契約の国際性と労働者の真の同意の存在の二要件にかからしめる見解も主張されている。すなわち、第一に、当該労働契約において、労務提供事業所が外国にあるか、または、労務提供が事業所の外で行われ、労働者の住所が外国である場合は、その国際性とフランスとの関連の弱さを認め、管轄指定条項を有効とし、それ以外の場合は、国内労働契約と同じく、労働法典の土地管轄規定を強行的に適用する。そして、第二に、前者の場合であっても、その管轄指定条項における労働者の同意が真実のものであるかどうか、その形式を厳格に解して、同条項の有効性を判断するのである。<sup>3)</sup>

他方、労働関係の国際化の発展は、国内法における国際裁判管轄規則の展開のみならず、各国の国際裁判管轄規則を統一し、各国の裁判所の国際裁判管轄を国際レベルで確定することを要請することになる。このような要請に因應べく、欧州連合においては、一九六八年九月二七日に民事・商事事件の裁判管轄および判決執行に関するブリュッセル条約が調印され、また、これを欧州連合以外の国に拡張するため、欧州連合と欧州自由貿易連合との間で、民事・商事事件の裁判管轄および判決執行に関するルガーノ条約が、一九八八年九月一六日に調印されている。

そこで、次節においては、欧州連合、および、欧州連合と欧州自由貿易連合間における、各国の国際裁判管轄規則統一のための国際規範の展開と当該規範における国際労働契約の裁判管轄規則の内容を検討することにした。

(1) BAUDIT, op. cit., p. 36.

(2) たじく<sup>34)</sup> BAUDIT, op. cit., p. 37.

(3) A. SUPIT, op. cit., p. 363, ff 374 et s.



## 第二節 欧州連合（EU）における国際労働契約裁判管轄規則の統一

はじめに

ヨーロッパにおいては、各国の国際裁判管轄、判決の承認・執行に関する規則を統一するため、二国間条約、国際条約の締結等、国際規範を設定する努力が重ねられてきた。その中でも重要なのが、欧州連合内における各構成国の国内法の統一を目的とする、民事・商事事件の裁判管轄および判決執行に関するブリュッセル条約（一九六八年九月二七日調印）<sup>1)</sup> および、欧州連合と欧州自由貿易連合加盟国の国内法の統一を目的とする、民事・商事事件の裁判管轄および判決執行に関するルガーノ条約（一九八八年九月一六日調印）<sup>2)</sup> である。

### 1 ブリュッセル条約

民事・商事事件の裁判管轄および判決執行に関するブリュッセル条約（Convention de Bruxelles）は、当時の欧州経済共同体（EEC）構成国六か国（ベルギー、オランダ、ルクセンブルグ、フランス、ドイツ、イタリア）の間で一九六八年九月二七日に調印され、当該六か国の批准を受けて、同条約第六二条に基づき、一九七三年二月一日に発効した。

同条約は、締約国の領土内における居住者の法的保護の強化のため、締約国の裁判所の国際裁判管轄を確定し、判

決の承認を容易にし、かつ、判決の執行、公文書および裁判上の和解を確実にするための迅速な手続を設けることを目的とするものである。

同条約は、欧州経済共同体の拡大に伴い、一九七八年一〇月九日のアイルランド、イギリス、および、デンマークの加入に関するリュクサンブール条約(Convention de Luxembourg)、一九八二年一〇月二五日のギリシャ加入に関するリュクサンブール条約による改正を受け、一九八九年五月二六日に、スペインおよびポルトガル加入に関するサン・セバスチアン条約(Convention de Saint-Sebastien)<sup>(3)</sup>による改正が行われた。国際労働契約事件の裁判管轄については、一九八九年五月二六日のサン・セバスチアン条約による改正が最も重要である。

サン・セバスチアン条約改正後のブリュッセル条約は、一九九一年二月一日に発効し、一九九六年三月一日現在、現欧州連合構成国一五か国のうち、ベルギーおよび一九九五年に欧州連合に加盟した三か国(オーストリア、スウェーデン、フィンランド)を除く、一一か国(オランダ、ルクセンブルグ、ドイツ、フランス、イタリア、デンマーク、イギリス、アイルランド、ギリシャ、スペイン、ポルトガル)により批准されている。

ベルギーと他の締約国との間の関係は、サン・セバスチアン条約以前の一九八二年リュクサンブール条約改正後のブリュッセル条約がこれを規整することになる。また、一九九五年の欧州連合新加盟国のうち、スウェーデンとフィンランドには、後述のルガーノ条約が適用されるが、オーストリアは、現在、両条約のいずれも批准していないため、それらの適用を受けない。

## 2 ルガーノ条約

他方、民事・商事事件の裁判管轄および判決執行に関する、EEC第八八―五九二ルガーノ条約（Convention de Lugano）は、一九八八年九月一六日に、当時の欧州経済共同体構成国（EEC）一〇か国（ベルギー、ルクセンブルグ、オランダ、ドイツ、フランス、イタリア、デンマーク、イギリス、アイルランド、ギリシャ）と欧州自由貿易連合（EFTA）加盟国六か国（オーストリア、フィンランド、アイスランド、ノルウェー、スウェーデン、スイス）との間で調印された条約である。

同条約は、民事・商事の裁判管轄および判決の執行に関する一九六八年七月二八日のブリュッセル条約の諸原則の適用範囲を、欧州経済共同体から欧州自由貿易連合に拡大することを目的とし、一九八二年一〇月二五日のリユクサンブル条約による改正後のブリュッセル条約の内容を基礎としている。しかしながら、後述するように、同条約に基づく国際裁判管轄は、ブリュッセル条約のそれと異なる部分も存在する。

同条約は、第六一条第三項の規定に基づき、一九九二年一月一日、スイス、オランダ、フランスの批准により当該三か国の間で発効し、一九九六年三月一日現在、前述の三か国の他、ルクセンブルグ、ドイツ、イタリア、デンマーク、イギリス、アイルランド、スペイン、ポルトガル、フィンランド、アイスランド、ノルウェー、スウェーデンの計一五か国の批准によりこれらの国に対して拘束力をもつにいたっている。

### 3 ブリュッセル条約とルガーノ条約の関係

ところで、ルガーノ条約のみが適用される欧州自由貿易連合加盟国の裁判官は、国際裁判管轄決定にあたり、ルガーノ条約を適用するか、または、その他の国際法規もしくは国内法を適用するか、という点のみを判断することに

なり、ルガーノ条約とブリュッセル条約の關係を考慮する必要はない。

しかしながら、ブリュッセル条約とルガーノ条約の両方に拘束される欧州連合構成国の裁判官は、いかなる場合に  
いづれの条約を適用するかを判断しなければならぬことになる。

このルガーノ条約とブリュッセル条約との適用關係の問題について、ルガーノ条約は以下のような規定をおいてい  
る。すなわち、まず第一に、同条約は、欧州共同体構成国がブリュッセル条約を適用することを妨げないと規定して  
いる(第五四の三条第一項)。したがって、被告がブリュッセル条約締約国である欧州共同体構成国に住所を有してい  
る場合は、ブリュッセル条約締約国は、ブリュッセル条約を適用することになる。これは、原告が、欧州自由貿易連  
合加盟国に住所を有している場合、あるいは、同加盟国籍を有している場合も同様である。<sup>4)</sup>

他方、ルガーノ条約は、第二に、被告が欧州共同体構成国以外の同条約締約国に住所を有するか、または、同条約  
第一六条(專屬管轄)もしくは第一七条(合意管轄)の規定により、欧州共同体構成国以外の締約国が裁判管轄を有  
する場合は、同条約が常に適用されると規定している(第五四の三条第二項a)。

したがって、ブリュッセル条約とルガーノ条約の両方の締約国である欧州連合構成国は、國際労働契約に関する事  
件の裁判管轄に限定するならば、第一に、被告がブリュッセル条約締約国である欧州連合構成国に住所を有している  
場合は、ブリュッセル条約を適用する。第二に、被告がブリュッセル条約締約国以外のルガーノ条約締約国に住所を  
有するか、または、ルガーノ条約第一六条(專屬管轄)もしくは第一七条(合意管轄)の規定により、ブリュッセル  
条約締約国以外の締約国が裁判管轄を有する場合は、ルガーノ条約を適用する。第三に、被告が、第三国、すなわち、  
ブリュッセル条約締約国およびルガーノ条約締約国以外の国に住所を有している場合は、その国内法に基づき國際裁  
判管轄を決定することになる(ブリュッセル条約第四条第一項、ルガーノ条約第四条第一項)。

以下、本節においては、ブリュッセル条約（一）、および、ルガーノ条約（二）について、その国際労働契約事件の裁判管轄規則を順に考察することにする。

（一）ブリュッセル条約について、Hélène GAUDEMET-TALLON, Les Conventions de Bruxelles et de Lugano, Compétence internationale, reconnaissance et exécution des jugements en Europe, 2è éd., L.G.D.J.1996; Jean-Paul BERAVDO, Convention de Bruxelles du 27 septembre 1968, Généralité, J.-Cl. Droit international, 1988, Fasc.631 mise à jour 1994 ou J.-Cl. Procédure civile, 1988, Fasc. 52-1, mise à jour 1994; Compétence, Règles ordinaires de compétence, J.-Cl. Droit international, 1988, Fasc. 632 mise à jour 1994 ou J.-Cl. Procédure civile, 1988, Fasc. 52-3, mise à jour 1994; Compétence, Règles de procédure ayant une incidence sur la compétence, J.-Cl. Droit international, 1988, Fasc. 632 mise à jour 1995 ou J.-Cl. Procédure civile, 1988, Fasc. 52-4, mise à jour 1995; Reconnaissance des décisions juridictionnelles, J.-Cl. Droit international, 1988, Fasc. 633 mise à jour 1994 ou J.-Cl. Procédure civile, 1988, Fasc. 52-5, mise à jour 1994; Exécution des décisions judiciaires, des actes authentiques et des transactions judiciaires, J.-Cl. Droit international, 1988, Fasc. 633 mise à jour 1994 ou J.-Cl. Procédure civile, 1988, Fasc. 52-6, mise à jour 1994; Interprétation, J.-Cl. Europe, Fasc. 3060, 1989, J.-Cl. Droit international, 1989, Fasc. 634 ou J.-Cl. Procédure civile, 1989, Fasc. 534; Danièle ALEXANDRE, Convention de Bruxelles (Généralité), Convention de Bruxelles (Compétence), Répertoire de Droit communautaire, 1994; André HUET, Convention de Bruxelles (Reconnaissance et exécution des jugements), Répertoire de Droit communautaire, 1994; Hélène GAUDEMET-TALLON, Compétence internationale, op. cit., n° 172 et s.; Pierre BELLET, L'élaboration d'une convention sur la reconnaissance de jugements dans le cadre du Marché Commun, J.D.I. 1965, p.833 et s.; Berthold GOLDMAN, Un traité fédérateur: La Convention entre les Etats membres de la C.E.E. sur la reconnais-

sance et l'exécution des décisions en matière civile et commerciale, Rev. trim. dr. européen 1971, p. 1 et s.; Dominique HELLEAUX, La Convention de Bruxelles du 27 septembre 1968 sur la compétence judiciaire et l'exécution des décisions en matière civile et commerciale: cinq années d'application en France, J.D.I 1978, p. 520 et s.; Georges A.L. DROZ, Entrée en vigueur de la Convention de Bruxelles révisée sur la compétence judiciaire et l'exécution des jugements, Rev. crit. DIP 1987, p. 251 et s.; Bernard AUDIT, L'arbitre, le juge et la Convention de Bruxelles, Mélanges LOUSSOUARN, L'internationalisation du droit, Dalloz, 1994.

なお、一九七八年一〇月九日改正段階のブリュッセル条約の邦訳として、岡本善八『一九七八年「拡大EEC判決執行条約」(一)(二)』同志社法学三二巻二号八一頁(三号二二九頁)、また、同条約についての法文献として、岡本善八「わが国際私法事件におけるEEC裁判管轄条約」(一)(二)同志社法学第二九巻四号一頁(五号二五頁)、川上太郎「民商事事件の裁判管轄および判決の承認執行に関するEEC条約」福岡大学法学論叢二二巻三・四号四七七頁以下、同「裁判管轄および判決の承認執行に関するヨーロッパ共同体条約」西南学院法学論集五巻二号七五頁以下等。

(2) ルガーノ条約全文については、たぐよは、J.-Cl. Europe, Fasc. 3105, J.-Cl. Droit international, Fasc. 635-1, J.-Cl. Procédure civile, Fasc. 53-1 参照。なお、ルガーノ条約の邦訳として、奥田安弘『国際取引法の理論』(有斐閣一九九二年)三〇八頁以下がある。

(3) サン・セバスチアン条約全文については、たぐよは、Convention de Saint Sebastien du 26 mai 1989, J.-Cl. Europe, Fasc. 3075, 1991 ou J.-Cl. Droit international, Fasc. 634-1, 1991 参照。また、特は、サン・セバスチアン条約によるブリュッセル条約の改正については、Jean-Paul BERAUDO, Convention de Saint Sebastien du 26 mai 1989, J.-Cl. Europe, 1991, Fasc. 3070, ou J.-Cl. Droit international, 1991, Fasc. 634-2; Joël RIDEAU, Convention de Saint Sebastien du 26 mai 1989, compétence judiciaire et exécution des décisions en matière civile et commerciale, R.A.F.N 1-1991, p. 7 et s.; Georges A.L. DROZ, La Convention de Saint Sebastien alignant la Convention de Bruxelles sur la Convention de Lugano, Rev. crit. DIP 1990, p. 1 et s.; Rapport sur la Convention de San Sebastien élaboré par M.M. de Almeida CRUZ,

M.M. Desantes REAL et M.P. JENARD, JOCE, n° C 189, 28 juill. 1990, p.35.

(4) P.JENARD et G.MOLLER, Rapport relatif à la convention concernant la compétence judiciaire et l'exécution des décisions en matière civile et commerciale faite à Lugano le 16 septembre 1988, JOCE n° C 189, 28 juill. 1990, p.67, n° 15.

## 一 ブリュッセル条約

本項においては、ブリュッセル条約について、まず最初にその適用範囲と解釈を統一するための措置（1）について検討し、次に、同条約における国際労働契約事件の裁判管轄規則（2）を検討することにした。

### 1 適用範囲と条約の解釈

#### (A) 適用範囲

同条約の適用範囲は、締約国（1）、対象事項（2）、当事者（3）、および、期間（4）の四点から確定される。<sup>1)</sup>

#### (1) 締約国

ブリュッセル条約の締約国は、前述の通り、欧州経済共同体の拡大に伴い増加している。一九九六年三月一日現在

の締約国は、現欧州連合構成国一五か国のうち、ベルギー、および、一九九五年に欧州連合に加盟した三か国（オーストリア、スウェーデン、フィンランド）を除く一か国（オランダ、ルクセンブルグ、ドイツ、フランス、イタリア、デンマーク、イギリス、アイルランド、ギリシャ、スペイン、ポルトガル）である。

## (2) 対象事項

ブリュッセル条約は、裁判所の種類を問わず、民事および商事の事件に適用される。国際労働契約に関する事件が同条約の適用対象となることは、欧州共同体裁判所の承認するところであり、一九八九年のサン・セバスチアン条約による改正以後は、国際労働契約の裁判管轄に関する特別規定が存在することからも明らかである。

租税、関税、または行政事件は、同条約の適用範囲から除外される。また、自然人の身分および能力、夫婦財産関係、遺言および相続、破産、和議および類似の手續、社会保障、仲裁も、同条約の適用を受けない（第一条）。

## (3) 当事者

ブリュッセル条約の裁判管轄規則は、第一六条に規定されている一定の場合を除き、被告が締約国に住所を有する場合にのみ適用される（第四条第一項）。国際労働契約事件の場合は例外規定に該当せず、同条約の裁判管轄規則は、被告が締約国に住所を有する場合にのみ適用される。

被告が締約国外に住所を有する場合は、各締約国は、それぞれの国内法である裁判管轄規則に基づき裁判管轄を決



定する（第四条第一項）。ただし、その場合、締約国に住所を有する者は、その国籍を問わず、その国の国民と同様に、その国において、その国の裁判管轄規則を援用することができる<sup>2</sup>とされている（第四条第二項）。

したがって、ブリュッセル条約は、統一的な裁判管轄規則を規定するとともに、その裁判管轄規則が適用されず、各締約国の裁判管轄規則が適用される場合、その住民である全外国人（条約締約国の国民のみならず第三国の国民も含む）に居住国の国民と同じ規則の適用を保障するものである。

#### （4）期間

ブリュッセル条約は、期間の定めのないものとして締結されている（第六六条）。同条約は、各締約国の要求により改正することが可能である（第六七条）。

#### （B）条約の解釈

ブリュッセル条約は、その解釈の統一性を確保するため、付則議定書において、欧州共同体裁判所（Cour de Justice des Communautés Européennes）に対し条約を解釈する権限を与えている。したがって、各締約国の裁判所は、事案を判断するにあたり、その先決問題として条約の解釈を欧州共同体裁判所に求めることができる（議定書第二、三条）。また、締約国の政府は、当該国の裁判所の判断が欧州共同体裁判所または他の締約国の裁判所の判断と矛盾するときは、当該解釈問題についての判断を欧州共同体裁判所に求めることができる（議定書第四条<sup>3</sup>）。

(1) の点については、特筆し、Hélène GAUDEMET-TALLON, *Les Conventions de Bruxelles et de Lugano, Compétence internationale, reconnaissance et exécution des jugements en Europe*, op. cit., p. 19 et s.

(2) CJCE, 13 nov. 1979, *Sanicentral*, aff. 25/79.

(3) 同じく欧州連合構成国の抵触法を統一することを目的とする。一九八〇年六月一九日の契約債権の適用法に関するローマ条約も、同一内容の議定書を有している。しかしながら、同議定書は締約国の批准を受けていないため発効しておらず、したがって、欧州共同体裁判所は、ローマ条約については、その解釈権を持たない。なお、同ローマ条約とその国際労働契約の適用法決定規則については、前掲拙稿「フランス・欧州連合 (E.U.) における国際労働関係法の展開—国際労働契約と適用法—」一八六頁以下を参照。

## 2 国際労働契約事件の裁判管轄

ブリュッセル条約に基づく、国際労働契約事件の裁判管轄は、当該労働契約が管轄指定条項を有するか否かにより、すなわち、管轄裁判所に関する当事者選択の有無により、その決定規則を異にする。そこで、以下、管轄合意が存在しない場合の国際裁判管轄規則 (A)、および、管轄合意が存在する場合の当該管轄指定条項の有効性 (B)、の順に検討することにした<sup>1)</sup>。

なお、前述のように、仲裁は、ブリュッセル条約の対象外である (第一条)。したがって、契約における仲裁条項の有効性は、各締約国の国内法に基づき判断されることになる。

(A) 国際裁判管轄の一般原則

国際労働契約事件の裁判管轄について、ブリュッセル条約は、二つの規則を規定している。すなわち、第一に、第二条第一項において、一般原則として、被告が締約国に住所を有している場合、当該住所地国の裁判所が管轄裁判所となりうることを規定している。そして、第二に、第五条第一パラグラフ第二文、第三文において、労働契約事件における特別管轄として、労務給付地を管轄裁判所としうると規定し、労務給付が通常一つの国で行われていない場合、労働者は、雇用事業所所在地の裁判所を管轄裁判所としうると規定している。

当初ブリュッセル条約においては、労働契約に固有の特別管轄規定がなく、他の一般の契約と同じく、現在の第五条第一パラグラフ第一文の規定が適用されていた。しかしながら、一九八九年のサン・セバスチアン条約による改正により、同パラグラフに労働契約の特別管轄規定が第二文、第三文として新設されたことになったのである。<sup>2)</sup>

したがって、以下においては、一九八九年のサン・セバスチアン条約による改正以前のブリュッセル条約に基づく国際裁判管轄規則(1)、および、改正後の現在のブリュッセル条約に基づく国際裁判管轄規則(2)について、順に検討することにした。

(1) 一九六八年ブリュッセル条約

一九六八年九月二七日のブリュッセル条約は、国際裁判管轄の一般原則として、被告が締約国に居住している場合は、被告の住居地の裁判所に管轄権を付与し(第二条第一項)、他方、フランス民法典第一四条および第一五条のよう

に、当事者の国籍のみに基づき認められるフランスの裁判管轄のような、締約国の過剰管轄 (compétance exorbitante) を排除している(第三条)。しかしながら、被告が締約国以外に住所を有しているときは、締約国に住所を有する原告は、その国籍のいかんを問わず、原告の住所地国法の定める過剰管轄を援用することができる(第二条第二項)。

他方、契約に関しては、第五条第一パラグラフは、被告が締約国に居住している場合、当該被告は、義務履行地である他の締約国の裁判所に提訴されうると規定していた。しかしながら、労働契約に関する別の定めはおかれていなかった。したがって、当該規定が労働契約事件に適用されることになり、その解釈が問題として提起されるにいたった。

#### (a) 義務履行地の決定

まず、第一に問題となったのは、第五条第一パラグラフにいう義務履行地の決定において対象となる義務とは何か、ということである。この点につき、欧州共同体裁判所は、一九七六年一〇月六日に、訴訟における原因となつている義務がここにいる義務であると判断した。<sup>(3)</sup>

第二に、義務履行地を決定するに当たり、適用されるのはどの法であるかが問題となった。この点につき、欧州共同体裁判所は、同じく一九七六年一〇月六日、訴訟対象となる義務に適用される法により義務履行地が決定されると判断した。すなわち、裁判管轄が決定される前に、適用法が決定されることになるのである。<sup>(4)</sup>

#### (b) 一九七八年一〇月九日のリュクサンブール条約による改正

フランス・欧州連合 (E U) における国際労働関係法の展開—国際裁判管轄—

以上のような欧州共同体裁判所の判断を受けて、一九七八年一〇月九日のリュクサンブル条約は、ブリュッセル条約第五条第一パラグラフを以下のように改正した。すなわち、被告は、「請求原因となっている義務の履行地」の裁判所に提訴されうることとし、義務履行地決定において考慮されるべき義務が請求原因となっているものであることを明記したのである。

(c) 労働契約における「義務」の解釈

しかしながら、その後、労働契約に関する事件における義務履行地の決定について、欧州共同体裁判所は、独自の解釈を提示した。すなわち、一九八二年五月二六日、義務履行地の決定において考慮される義務は、労働契約に特徴的な義務、すなわち、労働給付義務であると判断したのである。<sup>(5)</sup>

さらに、一九八七年一月一五日、欧州共同体裁判所は、労働契約は、労働者を継続的期間、労働を給付する場所における企業の組織に組み入れるものであり、当該労働給付場所が労働契約に適用される強行法規や労働協約を決定するのであるから、労働契約を特徴づける労働給付地の裁判所が裁判管轄を有するに最もふさわしいと判示し、労働給付地を義務履行地と解釈すべきであるとの見解を維持した。<sup>(6)</sup>

(d) 労働給付が締約国の一つの国で行われていない場合

しかしながら、勞務給付地の裁判所が管轄を有するという解釈は、さらに以下のような問題を生じさせることになる。すなわち、当該労働が締約国の一つの国で行われていない場合、具体的には、第一に、締約国以外の第三国で行われている場合、第二に、複数の国において行われている場合、の管轄裁判所の決定である。

これらの点について、欧州裁判所は、一九八九年二月一五日に以下のような判断を下した。すなわち、労働が締約国以外の第三国で行われている場合、または、複数の国において行われている場合は、いずれも第五条第一パラグラフの予定していないところであるので、管轄規則の一般原則である第二条にもどり、被告の住所地の裁判所のみが管轄裁判所となると判断したのである。<sup>(2)</sup>

## (2) サン・セバスチアン条約による改正

以上のような、欧州共同体裁判所の判断を考慮し、また、条約の空白部分を補充するために、一九八九年サン・セバスチアン条約は、第五条第一パラグラフに第二文、第三文を追加し、労働契約事件について、他の契約とは別の固有の管轄原因を規定した。このような、労働契約固有の裁判管轄規定の新設は、後述の、一九八八年のルガーノ条約に影響をうけたものであるが、さらに労働者保護的な内容となっている。

同改正により、原告は、第二条に基づく被告の住所地の裁判所に加えて、第五条第一パラグラフ第二文、第三文に基づいて、管轄裁判所を選択することができることになった。

新規定によれば、管轄指定条項が存在しない場合、国際労働契約事件の管轄裁判所は、労働者の勞務給付が通常一つの国において行われている場合 (a) と、そうでない場合 (b) とにより異なる。

(a) 労務給付が通常一つの国において行われている場合

一九八九年改正後のブリュッセル条約第五条第一パラグラフ第二文によれば、労務給付が通常一つの国において行われている場合、締約国に住所を有する被告は、労働者が労務を給付している他の締約国の裁判所に提訴せらるゝと定めている。すなわち、原告は、それが使用者である場合も労働者である場合も、労務給付地国が被告の住所地国以外の一つの締約国であるときは、被告の住所地または労務給付地国の裁判所のいずれかを管轄裁判所として選択しうることとなったのである。

サン・セバスチアン条約において採用されたこの規定は、他方、一九八〇年六月一九日の契約債権の適用法に関するローマ条約第六条が、当事者選択のない場合の補充的連結規則として、労務給付地法を契約適用法としていることに、大きな影響を受けている。すなわち、サン・セバスチアン条約は、国際労働契約に関し、契約適用法と国際裁判管轄が一致することを期待しているのである。<sup>(8)</sup>

(b) 労務給付が通常一つの国において行われていない場合

他方、労務給付が通常一つの国において行われていない場合、一九八九年改正後のブリュッセル条約第五条第一パラグラフ第三文は、使用者は、当該労働者を雇用した事業所が所在しているまたは所在していた他の締約国の裁判所に提訴せらるゝと規定している。

したがって、この場合、第一に、被告の住所地以外に労働者の雇用事業所所在地の裁判所を選択する権利は、労働者のみに与えられている。すなわち、原告が労働者であつた場合、労働者は使用者の住所地または雇用事業所所在地の裁判所を選択することができるが、原告が使用者である場合、使用者は、労働者の居住地の裁判所に対してのみ訴訟を提起することができるのである。

後述のように、ルガーノ条約は、労務給付が通常一つの国において行われていない場合、労働者のみならず、使用者に対しても、労働者雇用事業所の所在地国を裁判管轄国として選択する権利を認めている。したがって、サン・セバスチアン条約は、ルガーノ条約よりも労働者保護的な立場で、ブリュッセル条約を改正したといえるであろう。

また、第二に、原告である労働者は、労働者を雇用了事業所が現在所在している場所のみならず、所在していた場所の裁判所も選択することができる。したがって、当該労働者の雇用事業所が、移転、または、消滅した場合であつても、当該労働者が雇用了された当時の事業所所在地の裁判所が、管轄裁判所となりうる。この点も、雇用事業所が現在所在する地の裁判所のみが選択されうるルガーノ条約との重要な相違点である。

また、同じく労働者保護の観点から、同規定は以下のように解釈されると考えられている。すなわち、第一に、同規定のいう「労働者を雇用了事業所」という概念は、広く解釈されると考えられている。<sup>9)</sup> すなわち、同「事業所」概念は、恒常的な事業所のみならず、支店や営業所のような、それ自体法人人格を有しないものも含まれると考えられている。また、使用者が自然人である場合は、使用者の住居の中に事業所が存在すると考える事も可能であるとの主張もなされている。<sup>10)</sup>

第二に、労働者の管轄裁判所選択の可能性を拡大するため、「一つの国において労務を給付していない場合」という規定は、当該労働が全部または部分的に締約国の領土外で行われる場合も含むものと解釈されている。<sup>11)</sup> すなわち、複



数の労務給付地国がどこであれ、労働者の雇用事業所が締約国のいずれかにあるときは、原告である労働者は、使用者の住所地または雇用事業所地の裁判所を管轄裁判所として選択することができる。

(B) 合意管轄

契約当事者は、その合意により管轄裁判所を選択することができるのかどうか、労働契約における合意管轄の有効性について、ブリュッセル条約は、一九八九年のサン・セバスチアン条約による改正により、労働者により保護的な立場に大きく変化した。

そこで、以下においては、サン・セバスチアン条約による改正以前のブリュッセル条約の規定（1）、および、サン・セバスチアン条約による改正内容（2）、の順に検討することにする。<sup>12</sup>

(1) 一九六八年ブリュッセル条約の規定

一九六八年九月二七日の当初のブリュッセル条約は、管轄指定条項につき、労働契約に固有の規定を有しておらず、他の契約と労働契約を区別していなかった。したがって、同条約の第一七条第一項により、第一に、契約当事者の少なくとも一方が締約国のいずれかに住所を有し、第二に、書面または書証を伴う口頭により約定され、第三に、締約国のいずれかの国の裁判所が管轄裁判所として指定された場合は、当該条項により指定された裁判所のみが管轄を有することとされていた。

(2) サン・セバスチアン条約による改正

サン・セバスチアン条約は、ブリュッセル条約第一七条の第五項として、労働契約における管轄指定条項が有効であるための特別の要件を新設した。すなわち、労働契約における管轄合意は、前述の第一七条第一項の条件、すなわち、①契約当事者の少なくとも一方が締約国のいずれかを住所地とする、②書面または書証を伴う口頭の約定、③締約国のいずれかの裁判所を管轄裁判所として指定、に合致し、かつ、①当該合意が紛争発生後なされた場合、または、②労働者が被告の住所地もしくは第五条パラグラフ1の定める裁判所（労務給付地、または、通常一つの国で労務を提供していない場合は労働者の雇用事業所在地の裁判所）以外の裁判所を指定するためにこれを援用する場合のみ効力を有する、と定めたのである。

したがって、紛争発生後の管轄合意のみならず、紛争発生以前になされた管轄合意であっても、労働者がこれを援用する限りにおいてその管轄裁判所の指定は有効である。ただし、労働者は、原告である場合にのみこれを援用して管轄裁判所を指定することができるのであって、被告である場合に、その住所地国または第五条パラグラフ1の定める裁判所を回避するために、紛争発生以前になされた管轄合意を援用することはできないと考えられている。<sup>13)</sup>

このような、サン・セバスチアン条約による管轄合意の有効性基準は、労働者の保護のために有効であると考えられる。なぜなら、紛争発生後の管轄合意であれば、労働者は、何がその利益であるかを自由に判断することができるので真の合意としてこれを有効と判断することに支障はなく、紛争発生以前の管轄合意は、労働者が原告としてこれを援用する限りにおいて有効と判断され、使用者は原告としてこれを援用することはできないので、専ら、労働者の

管轄裁判所指定の選択の幅を広げること資するからである。<sup>(14)</sup>

(一)ブリュッセル条約に基づき労働事件の国際裁判管轄規則については、Hélène GAUDEMET-TALLON, Les Conventions de Bruxelles et de Lugano, Compétence Internationale, reconnaissance et exécution des jugements en Europe, op.cit.; Gérard LYON-CAËN et Antoine LYON-CAËN, Droit social international et européen, op. cit., p. 40, n° 53 et s.; Gérard LYON-CAËN, Les relations de travail internationales, op.cit., p. 106, n° 192 et s.; Alain SUPPIOT, Les juridictions du travail in Traité de droit du travail, op.cit., p. 364, n° 376 et s.; Paul-Henri ANTONMATTEI, Conflits de juridictions en droit du travail, op.cit., n° 31 et s.; Pierre RODIERE, Conflits de juridictions en droit du travail, op.cit., n° 24 et s.; Roger BLAINPAIN et Jean-Claude JAVILLIER, Droit du travail communautaire, Collection Jupiter 1996, n° 266 et s.; Droit du travail communautaire, L.G.D.J. 1995, p. 184, n° 266 et s.; Jean-Paul BERAUDO, Convention de Bruxelles du 27 septembre 1968, Compétence, Règles ordinaires de compétence, J.-Cl. Droit international, 1988, Fasc. 632 mise à jour 1994 ou J.-Cl. Procédure civile, 1988, Fasc. 52-3, mise à jour 1994, n° 18 et s.; Danierre ALEXANDRE, Convention de Bruxelles (Compétence), Répertoire de Droit communautaire, 1994, n° 110 et s., n° 281 et s.; Rui Manuel MOURA RAMOS, La Convention de Bruxelles du 27 septembre 1968: son adéquation à la réalité juridico-laborale actuelle, Rapport pour la Commission des Communautés Européennes (Rapport intermédiaire), 1992; Erik JAYME, L'interaction des règles de conflit contenues dans le droit dérivé de la Communauté européenne et des conventions de Bruxelles et de Rome, Rev. crit. DIP 1995, p. 1 et s.; Eric KERCKHOVE, le contrat de travail exécuté dans plusieurs Etats membres de la Communauté, Dr.soc. 1994, p. 309 et s.; Bernard AUDIT, Les conflits de juridictions en matière de droit du travail, op. cit.; Jean-Marc BERAUD, Le recours juridictionnels dans les rapports de travail internationaux, op.cit.; Antoine JEAMMAUD, Rapport de travail international et compétence prud'homale, op.cit.; Jean DEPREZ, Relation Internationale de travail et compétence juridictionnelle: Jurisprudence française et

communautaire, op. cit.; Relation internationale de travail et compétence juridictionnelle dans les derniers développements de la jurisprudence, op. cit.; Herve SYNVET, La situation née du départ du salarié, aspects de droit international privé, op. cit.

(2) なお、欧州連合は、一九九六年六月三日のサービス供給のための労働者の一時的外国駐在 (détachement) に関する指令採択のための理事会の共通の立場 (position commune) (JOCE n° C 220 du 29 sept. 1986, p. 1) において一時的外国駐在労働者の労働契約に関する管轄裁判所の特別規定を新設している。すなわち、同「共通の立場」は、同指令案第三条において保障された、一時的外国駐在労働者が受け入れ国の法により享受しうる労働および雇用条件への権利の実効性を確保するために、国際裁判管轄に関する国際条約に基づく他の国に訴訟を提起する可能性を害することなく、労働者が一時的に駐在している、あるいは、していた欧州共同体構成国においては、裁判所に訴訟を提起する権利を規定している (第六条)。

(3) De Bloos, CJCE, 6 oct. 1976, Rec. CJCE p. 14697, D. 1977, p. 616, note GA.-L. DROZ, JDI 1977, p. 756, note A. HUET et J.-M. BISCHOFF, Rev. crit. DIP 1977, p. 756, note P. GOHT et D. HOLLEAUX.

(4) Tessili, CJCE 6 oct. 1976, 13/76, Rec. CJCE p. 1473.

(5) Iznel, CJCE 26 mai 1982, Rec. CJCE p. 1891, JDI 1982, p. 948, note J.-M. BISCHOFF et A. HUET, Rev. crit. DIP 1983, p. 116, note H. GAUDEMET-TALLON.

(6) Shanawi, CJCE 15 janv. 1987, Rec. p. 239, Rev. crit. DIP 1987, p. 793, note G.A.-L. DROZ.

(7) Société Six Construction, CJCE 15 fév. 1989, aff. 32/88, Rec. CJCE p. 341, Rev. crit. DIP 1989, p. 555, note P. RODIERE, JDI 1990, p. 461, obs. A. HUET.

(8) Paul-Henri ANTONMATTI, op. cit., n° 35.

(9) Rapport sur la Convention de San Sebastián élaboré par M. M. de Almeida CRUZ, M. M. Desantes REAL et M. P. JENARD, op. cit.

- (10) Geroges A.L. DROZ, La Convention de Saint Sebastian alignant la Convention de Bruxelles sur la Convention de Lugano, op.cit., p.1.
- (11) Rapport sur la Convention de San Sebastien élaboré par M.M.de Almeida CRUZ, M.M.Desantes REAL et M.P. JENARD, op.cit.
- (12) 特だ、労働契約における合意管轄条項について、Jean DEPPEZ, Les clauses relatives au règlement des litiges dans le contrat de travail international, R.D.aif.int.1990, N°7, p.823 et s.
- (13) Paul-Henri ANTONMATTET, Conflits de juridictions en droit du travail, op.cit., n°39 ; Joël RIDÉAU, op.cit., p.17 et s.
- (14) Hélène GAUDEMET-TALLON, Les Conventions de Bruxelles et de Lugano, Compétence internationale, reconnaissance et exécution des jugements en Europe, op.cit., p.100, n°142.

## 二 ルガーノ条約

本項においては、まず最初に、ルガーノ条約の適用範囲とその解釈を統一するための措置(1)について検討し、次に、同条約における国際労働事件の裁判管轄(2)を検討することにした。

### 1 適用範囲と条約の解釈

#### (A) 適用範囲

同条約の適用範囲は、ブリュッセル条約と同様、締約国(1)、対象事項(2)、当事者(3)、および、期間(4)

の四点から確定される。<sup>(1)</sup>

(1) 締約国

条約の適用を受けるのは、現在および将来の欧州連合構成国および欧州自由貿易連合加盟国のうち、同条約を批准した国である(第六〇条 a、b)。一九九六年三月一日現在、同条約を批准しているのは、前述のスイス、オランダ、フランス、ルクセンブルグ、ドイツ、イタリア、デンマーク、イギリス、アイルランド、スペイン、ポルトガル、フィンランド、アイスランド、ノルウェー、スウェーデンの一五か国である。ただし、同条約は、ブリュッセル条約とは異なり、「開かれた」条約であり、一定の要件の下で、第三国が加盟することが可能である(第六〇条 c、第六二条)<sup>(2)</sup>。

(2) 対象事項

ルガーノ条約は、ブリュッセル条約と同様、裁判所の種類を問わず、民事および商事の事件に適用される(第一条)。国際労働契約に関する事件が同条約の適用対象となることは、国際労働契約の裁判管轄に関する特別条項(第五条第一項一号)が存在することからも明らかである。

租税、関税、または行政事件は、同条約の適用範囲から除外される。また、自然人の身分および能力、夫婦財産関係、遺言および相続、破産、和議および類似の手續、社会保障、仲裁も、同条約の適用を受けない(第一条)。

(3) 当事者

ルガーノ条約の裁判管轄規則は、ブリュッセル条約と同様、第一六条に規定されている一定の場合を除き、被告が締約国に住所を有する場合にのみ適用される（第四条第一項）。国際労働契約に関する事件の場合は例外規定に該当せず、同条約の裁判管轄規則は、被告が締約国に住所を有する場合にのみ適用される。

被告が締約国外に住所を有する場合は、各締約国は、それぞれの国内法である裁判管轄規則に基づき裁判管轄を決定する（第四条第一項）。ただし、その場合、締約国に住所を有する者は、その国籍を問わず、その国の国民と同様に、その国において、その国の裁判管轄規則を援用することができる（第四条第二項）。

したがって、ルガーノ条約は、ブリュッセル条約と同様、統一的な裁判管轄規則を規定するとともに、その裁判管轄規則が適用されず、各締約国の裁判管轄規則が適用される場合、その住民である全外国人（条約締約国の国民のみならず第三国の国民も含む）に居住国の国民と同じ規則の適用を保障するものである。

(4) 期間

ブリュッセル条約とは異なり、ルガーノ条約には、発効後五年の期限が付されている（第六四条第一項）。一九九七年一月一日以降は、同条約は毎年黙示的に更新されることになる（同条二項）が、他方、締約国は同条約を破棄することが可能となる（同条第三項）。

## (B) 条約の解釈

ブリュッセル条約とルガーノ条約は、前述のように、一部の条文を除き、同じ内容の条文を有しており、両条約は、その解釈が同じ方法で担保されるのが望ましい。しかしながら、欧州共同体裁判所は、ブリュッセル条約とは異なり、ルガーノ条約については、その解釈に関する管轄権を持たない。したがって、両条約の統一的解釈をいかにして担保するかが問題となる。

この点につき、第一に、ルガーノ条約第二議定書は、一九八八年九月一六日以前の欧州共同体裁判所のブリュッセル条約の解釈が、締約国において遵守されることを定めている。

また、第二に、同議定書は、締約国が他の締約国の裁判所で出された条約の解釈を考慮すること(第一条)、各国の裁判所の条約の解釈についての情報を交換する制度を創設すること(第二条)、各締約国の代表から構成される常設委員会において、各国の条約解釈についての情報交換および条約改正についての議論を行うこと(第三条)を定めている。

第三に、ルガーノ条約締結時、欧州経済共同体および欧州自由貿易連合は、それぞれの宣言において、ブリュッセル条約と同一のルガーノ条約の条文については、欧州共同体裁判所の解釈を十分に考慮すると定めている。<sup>(2)</sup>

(1) *Les Conventions de Bruxelles et de Lugano, Compétence internationale, reconnaissance et exécution des jugements en Europe*, op. cit., p. 316 et s.

(2) *Les Conventions de Bruxelles et de Lugano, Compétence internationale, reconnaissance et exécution des jugements en Europe*, op. cit., p. 316 et s.



*naissance et exécution des jugements en Europe, op. cit., p. 324 et s.*

## 2 国際労働契約事件の裁判管轄

ルガーノ条約に基づく国際労働契約事件の裁判管轄は、ブリュッセル条約の場合と同様、当該労働契約が管轄指定事項を有するか否かにより、その決定規則を異にする。そこで、以下、管轄合意が存在しない場合の、国際裁判管轄決定の原則（A）、および、管轄合意が存在する場合の、当該管轄指定事項の有効性（B）、の順に検討することにした<sup>1)</sup>。

なお、前述のように、そして、ブリュッセル条約の場合と同様、仲裁は、ルガーノ条約の対象外である。したがって、契約における仲裁事項の有効性は、各締約国の国内法に基づき判断されることになる。

### （A）国際裁判管轄の一般原則

ルガーノ条約は、ブリュッセル条約と同様、国際裁判管轄の一般原則として、被告が締約国に居住している場合は、被告の住居地の裁判所に管轄権を付与し（第二条第一項）、フランス民法典第一四条および第一五条のような締約国の過剰管轄を排除している（第三条）。

他方、ルガーノ条約においては、サン・セバスチアン条約による改正後のブリュッセル条約に先駆けて、労働契約固有の国際裁判管轄が規定された。

管轄指定条項の存在しない場合、国際労働契約事件の裁判管轄は、労働者の労務給付が通常一つの国において行われている場合と、そうでない場合により異なる。

(1) 労務給付が通常一つの国において行われている場合

ルガーノ条約第五条第一パラグラフは、締約国に住所を有する被告は、労働者が通常その労務を給付している他の締約国の裁判所に提訴されうると定めている。すなわち、原告は、被告の住居地の裁判所以外に、労務給付地国の裁判所を管轄裁判所とすることが可能であり、この規則は、ブリュッセル条約のそれと同一である。

(2) 労務給付が通常一つの国において行われていない場合

しかしながら、労務給付が通常一つの国において行われていない場合、ルガーノ条約第五条第一パラグラフは、締約国に住所を有する被告は、当該労働者を雇用した事業所の所在地国の裁判所に提訴されうると規定している。

したがって、ルガーノ条約は、ブリュッセル条約と以下の二点について内容を異にする。すなわち、第一に、労働者のみならず、使用者も、労働者雇用事業所の所在地国を裁判管轄国として選択する権利を有している。前述のように、サン・セバスチアン条約による改正後のブリュッセル条約においては、雇用事業所の所在地国を裁判管轄国として選択することができるのは、労働者のみである。この点、ルガーノ条約の裁判管轄規則は、現在のブリュッセル条約に比べて労働者に対する保護が薄いといえるであろう。また、第二に、管轄裁判所は、労働者を雇用した事業所が

現在所在する国のそのみであり、「現在所在する国および所在していた国」を裁判管轄国としうるブリュッセル条約に比べ、選択の幅が狭くなっている。

### (B) 合意管轄

契約当事者間に管轄合意が存在する場合、当該管轄指定条項の有効性についても、ルガーノ条約は、ブリュッセル条約とその判断基準を異にしている。

すなわち、ルガーノ条約は、労働条約に関する特別要件として、第一七条第五パラグラフにおいて、労働契約における管轄合意は、それが、紛争発生以後になされた場合のみその効力を有すると規定している。したがって、紛争発生以前になされた管轄合意は全て無効ということになる。

しかしながら、このような解決方法は、必ずしも労働者にとって有利であるとはいえない。たとえば、フランスに住所を有するフランス人労働者が、スウェーデンに住所を有する使用者とスウェーデンで労務を給付する労働契約を締結した際に、フランス裁判所を管轄裁判所とする条項を規定していた場合を想定すると、当該管轄指定条項は、ルガーノ条約によれば無効となる。したがって、当該労働者は原告である場合、スウェーデンの裁判所においてのみ使用者を提訴しうることになる（被告である使用者の住所地も労務給付地もスウェーデンである）。もし当該管轄指定条項が有効であれば、労働者はその住所地であるフランスにおいて使用者を提訴することができることになる。<sup>②</sup>

このような指摘を考慮し、前述のように、サン・セバスチアン条約による改正後のブリュッセル条約は、紛争発生以前に規定された管轄指定条項についても、労働者に対しては、当該条項の援用を認め、労働者の保護を厚くして

(1) ルガーノ条約に基く労働契約事件の国際裁判管轄について、Hélène GAUDEMET-TALLON, *Les Conventions de Bruxelles et de Lugano. Compétence internationale, reconnaissance et exécution des jugements en Europe*, op. cit., p.313 et s.; Jean-Paul BERAUDO, *Convention de Lugano du 16 septembre 1988*, J.-Cl. Europe, Fasc.3100 ou J.-Cl.Droit international, Fasc. 635-2, J.-Cl. Europe, Fasc. 3101 ou J.-Cl. Droit International, Fasc. 635-3, J.-Cl. Europe, Fasc. 3102 ou J.-Cl. Droit international, Fasc. 635-4, J.-Cl. Europe, Fasc. 3103 ou J.-Cl. Droit international, Fasc. 635-5; Georges A.L.DROZ, *La Convention de Lugano parallèle à la Convention de Bruxelles concernant la compétence judiciaire et l'exécution des décisions en matière civile et commerciale*, Rev. crit. DIP 1989, p.1.; P. JENARD et G.MOLLER, *Rapport relatif à la convention concernant la compétence judiciaire et l'exécution des décisions en matière civile et commerciale faite à Lugano le 16 septembre 1988*, JOCE n° C 189, 28 juill. 1990, p.57. 等参照。

(2) G.A.L.DROZ, op.cit., n° 37.

### 三 小括

以上、考察してきたように、欧州連合における各国の国際裁判管轄、判決の承認・執行に関する規則の統一を目的とする一九六八年九月一六日のブリュッセル条約は、国際労働契約事件について、数度の改正、特に、一九八九年サン・セバスチアン条約による改正を経て、現在、以下のような裁判管轄規則を規定している。すなわち、契約当事者間に管轄合意がない場合、①労働給付が通常一つの国において行われているときは、原告は、被告の住所地に加えて、

労務給付地国の裁判所を管轄裁判所として選択することができ、②労務給付が通常一つの国において行われていないときは、原告は、それが労働者である場合のみ、被告である使用者の住所地以外に、当該労働者の雇用事業所が所在または所在していた地の裁判所を選択することができる。他方、管轄合意が存在する場合、当該合意が紛争発生後なされたとき、または、紛争以前になされた合意であっても、労働者が原告としてこれを援用するときに限り、所定の要件の下にこれを有効とし、労働者保護の観点から当事者自治の範囲を限定している。

また、欧州連合内のみならず、欧州連合と欧州自由貿易連合における統一規則の設定を目的として、両連合の間で一九八八年九月一六日に締結された、民事・商事事件の裁判管轄および判決執行に関するルガーノ条約は、国際労働契約について、以下のような裁判管轄規則を規定している。すなわち、まず第一に、契約当事者間に、管轄合意の存在しない場合、①労務給付が通常一つの国において行われているときは、ブリュッセル条約と同様、原告が、被告の住所地以外に、労務給付地国の裁判所を管轄裁判所とすることを可能にし、②労務給付が通常一つの国において行われていないときは、ブリュッセル条約と異なり、原告が労働者のみならず使用者である場合も、労働者雇用事業所の所在地国を裁判管轄国として選択する権利を認めている。他方、管轄合意が存在する場合、当該管轄合意は、それが、紛争発生以後になされた場合のみその効力を有することとしている。

両条約は、第一に、国際裁判管轄の一般原則として、フランス民法典第一四条および第一五条のフランス国籍者の裁判管轄特権のような過剰管轄を排除し、各締約国の裁判管轄を調整している。そして第二に、両条約は、ルガーノ条約より後に締結された一九八九年サン・セバスチアン条約により改正されたブリュッセル条約の方が、労働者により保護的な規定を有するものの、ともに、労働契約独自の国際裁判管轄規定をおき、労働者保護的な立場からその内容を展開している。特に当事者自治については、労働者保護の観点から契約当事者の管轄合意の効力を限定している

点が注目に値する。また、第三に、労務給付が通常一つの国において行われている場合、労務給付地国の裁判所を管轄裁判所としうることとし、当事者選択のない場合、労務給付地国の法を国際労働契約の適用法とするローマ条約との連携により、国際労働契約について、その適用法と裁判管轄国をできるだけ一致させよう意識している点も、注目に値するであろう。

国内法における国際裁判管轄規則は、フランス法を例にとるならば、フランスの裁判所が管轄を有するか否かという観点から展開されるのに対し、ブリュッセル条約やルガーノ条約のような各国の国際裁判管轄を統一する規則は、どの国が裁判管轄を有するかという観点から展開される。したがって、第一節で検討したフランスの国際裁判管轄規則と本節で検討したブリュッセル条約およびルガーノ条約における国際裁判管轄規則の内容を単純に比較することはできない。

しかしながら、最新の、一九八九年のサン・セバスチアン条約による改正後のブリュッセル条約における国際労働契約裁判管轄規則と、フランス国籍者の裁判管轄特権を除外したフランスにおける国際労働契約裁判管轄規則を比較するならば、以下のような相違点を指摘することができるであろう。

まず第一に、契約当事者の管轄合意がない場合、ブリュッセル条約においては、労務給付が一つの国で行われているときは、被告の住所地または労務給付地の裁判裁判所を管轄裁判所とすることができ、労務給付が一つの国で行われていない場合は原告である労働者のみが雇用事業所が所在または所在していた地の裁判所を管轄裁判所とすることができる。しかしながら、フランス国内法においては、労務給付が一つの事業所で行われているときは労務給付地、そうでないときは労働者の住所地がフランスであればフランスが管轄を有し、その他、被告の住所地を連結素とする事も可能である。また、労働者は、契約締結地または企業所在地であることを理由としてフランスの裁判所を管轄裁

判所とすることもでき、フランス法においてはフランス裁判所を管轄裁判所とする連結素を特に労働者に対して数多く承認する。

第二に、契約当事者の管轄合意が存在する場合、ブリュッセル条約は、当該合意が紛争発生後なされた場合または原告である労働者が援用した場合に限定してその効力を認めているのに対し、フランス法は、フランスが労働給付地である場合（または労働者の住所地がフランスである場合）以外に限り、その効力を認めている。したがって、当事者自治の範囲を労働者に不利益に働かない限りで柔軟に認めるブリュッセル条約と、労働給付地（または労働者の住所地）がフランス以外である限りでフランスの裁判所の強行的管轄の回避を認めるフランス法とは、その姿勢が異なるといえるであろう。

## 結びにかえて

国際労働契約事件の裁判管轄については、第一節において考察したように、フランスにおいては、当事者間に管轄の合意のない場合、一方で労働者保護に基づく土地管轄規定の援用、他方においてフランス国籍者に関する過剰管轄の承認に特徴づけられるその独自の裁判管轄規則により、フランス裁判所の管轄が広く認められている。しかしながら、当事者間に管轄の合意が存在している場合は、当該合意によりフランス国籍者の裁判管轄特権を排除することが、可能である。また、土地管轄規定の援用に基づく裁判管轄については、国内労働契約の場合と異なり、労働給付地がフランスである場合、または、労働提供が一つの事業所で行われている場合は当該事業所、事業所の外で行われている場合は労働者の住所地がフランスである場合のみ、フランスの裁判所の強行的管轄を認め、それ以外の場合は、当事

者自治を尊重する傾向にあると思われる。

他方において、第二節において検討したように、欧州連合においては、労働関係の国際化の進展に対し、国際労働契約に関する事件についても構成国の裁判管轄規則を統一するための努力が試みられ、これに資するものとして、一九六八年九月二七日に民事・商事件に関するEECブリュッセル条約が調印されている。同条約は、欧州経済共同体の拡大とともにその適用範囲を拡大し、一九九六年五月一日現在、一五か国の構成国のうち、フランスをはじめとする十一か国に適用されるにいたっている。同条約は、特に、一九八九年五月二六日のサン・セバスチアン条約による改正以後、国際労働契約については、各締約国の過剰管轄規定の除外による国際裁判管轄の調整、被告の住所地の裁判所の管轄承認と特徴的連結素である労働給付地の裁判所の管轄承認という一般原則に加えて、当事者自治の範囲を労働者保護の立場から限定し、労働者保護の立場を強化した裁判管轄を規定するにいたっている。また、欧州連合と欧州自由貿易連合との間では、一九八八年九月一六日にルガーノ条約が締結され、国際裁判管轄規則の統一は、欧州連合の枠を越えて拡大されている。

労働関係の国際化の中で、このような国際労働契約事件の裁判管轄規則の展開と各国の裁判管轄規則の統一が、国際労働契約適用法の決定規則の展開および各国規則の統一とともに、労働者保護の視点から発展させられていくことは、いうまでもなく重要である。また、個別的労働関係のみならず、集团的労使関係についても、これをめぐる紛争の裁判管轄および適用法決定は、ますます重要な領域となるであろう。しかしながら、これと同時に、権利義務関係を直接規整する実質法の国際的規制、すなわち、労働・国際法の発展も要請されることはいうまでもない。欧州連合は、この労働国際法の分野においても、いわゆるEC労働法としてこれを発展させており、その内容も、国際労働関係法の議論のさらなる展開とともに、注目に値するといえる。これについてもまた、稿を改めて検討することにした。